

日本関税協会  
原産地規則説明会資料  
平成27年6月



# 経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

－ 輸入繊維製品を中心に －

東京税関業務部総括原産地調査官

# 本日のトピック

- 実際の輸入を想定した事例の検討
  - 実質的な確認
  - 形式的な確認
- 実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識
  - 原産地基準
  - 繊維製品に見られる特有の原産地基準
  - 積送基準
- 実質的な確認をより適正に行なうために
  - 原産地認定のケーススタディ
- 形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識
  - 手続的規定(税関における手続き、原産地証明書の記載事項と記載に不備のある場合の取り扱い)
- 原産地手続きを巡る諸外国の動向とわが国
  - 原産地証明手続と検証手続
- 終わりに

# 実際の輸入を想定した事例の検討

実質的な確認  
形式的な確認

# 事例問題

- 輸入者A(OAIファブリック株)は日インドネシアEPAを利用してインドネシアからポリエステル織物を輸入する予定です。
- 別添インボイス等の書類一式を揃えましたが、税関への輸入申告の前には確認が必要です。
- 当該書類でEPA特恵税率を適用した輸入申告が可能かどうかをご確認下さい。

## ポリエステル織物の関税率の例

税番	品名	MFN税率	GSP税率	EPA税率		
5407.10-090	ポリエステル織物	6.6%	5.28% (LDC FREE)	FREE (インドネシア)	(参考) FREE (アセアン)	(参考) FREE (タイ)

\* 品名は簡略的な記載であり、実行関税率表とは異なる。

# 確認すべき事項

---

- 輸入貨物がEPAの規定に基づく相手国の原産品であるかどうか(実質的な確認)
- 原産地証明書(CO)の記載事項に不備がないかどうか(形式的な確認)

ORIGINAL

1. Exporter's name, address and country: OAI FABRICS INDONESIA CO.,LTD 5707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA		Certification no. 0123456/JKT/2015		Number of page 1 / 1	
2. Importer's name, address and country: OAI FABRICS JAPAN CO.,LTD 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP			
3. Means of transport and route (as far as known) SHIPPED BY: ORIGIN - MARU FROM: JAKARTA, INDONESIA TO: TOKYO, JAPAN DATE OF SHIPMENT: MAR.15.2015		CERTIFICATE OF ORIGIN  FORM IJEPA  Issued in Indonesia			
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number  25 CARTONS=125 ROLLS POLYESTER FABRIC HS:5407.10		5. Preference criterion B	6. Quantity or weight 165KGM	7. Invoice number(s) and date(s) OBTH-035 MAR.13.2015	
8. Remarks:					
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is  Place and date: <u>JAKARTA, MAR.15.2015</u> Signature: <u>[Signature]</u> Name (printed): <u>ZAIKEN TARO</u> Company: <u>OAI FABRICS INDONESIA CO., LTD</u>			10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct Competent governmental authority or designee office:  Stamp STAMP  Place and date: <u>JAKARTA MAR.20.2015</u> Signature: <u>[Signature]</u>		

この原産地証明書において、「実質的な確認」を行うポイントは、  
**製品のHS番号**（第4欄）  
**原産地基準の記号**（第5欄）  
である。  
※欄番号は各協定により異なる

読み解くと...

「ポリエステル織物(HS5407.10)は、インドネシアの原産材料のみからインドネシアにおいて完全に生産された製品であり、日インドネシアEPAにおけるインドネシア原産品と認められる。」



この原産性にかかる証明内容が本当に正しいものであるのかどうかを確認する必要がある。

## 原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン 包括	ベトナム	インド	ペルー	オーストラ リア	(参考) 一般 特惠 (GSP)	
完全生産品			A			WO			A	(a)	WO	P	
原産材料のみから生産される産品			B			PE			B	(b)	PE	W+ HS4桁	
実質的 変更基 準を満 たす産 品	一般 ルール を満 たす産 品	HSコード4 桁変更(※1)	—				CTH		B	—	—	W+ HS4桁	
		付加価値基 準					RVC	LVC				—	
	品目別 規則を 満たす 産品	関税分類変 更基準	C				PS	CTC		(c)	PSR	W+ HS4桁	
		付加価値基 準						RVC					LVC
		加工工程基 準						SP					
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維 製品にかかる「適性証明書」が必要)			—	D TPL	D	—						
適用す る場合 記載	累積		ACU						—	—	—		
	僅少の非原産材料		DMI						—	—			
	代替性のある産品及 び材料		FGM			—	IIM	FGM	—				

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。

(※1) インド協定の一般ルールは、HSコード6桁変更及び付加価値基準



参考

「原産材料のみから生産される製品」は、この製品の生産に直接使用される材料が全て当該締約国の原産材料である必要がある。

①完全生産品 (29条(a))

材料をどこまで遡っても原産材料のみ

(\*) 厳密には、この表現は正確ではない。

②原産材料のみから生産される製品 (29条(b))

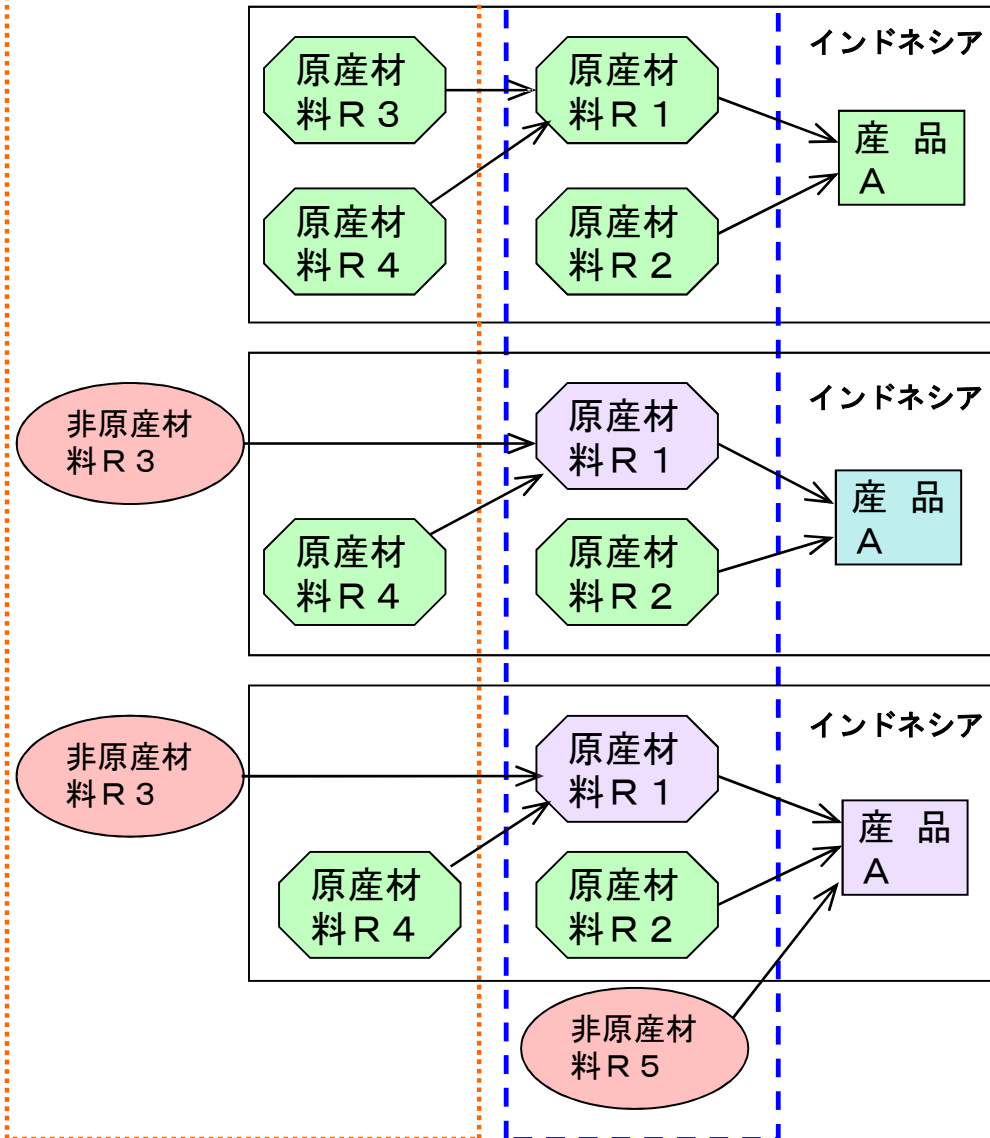
材料の材料 (2次材料) のうち、少なくとも1つは非原産材料

③実質的変更基準を満たす製品 (29条(c))

材料 (1次材料) のうち、少なくとも1つは非原産材料

2次材料

1次材料



(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

# ポリエステル織物は当該締約国（インドネシア）の原産材料のみから完全に生産された製品ではない。

## OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

### MATERIAL LIST

#### 【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
Style Nb: 1358615  
HS Code: 540710  
Weight: 1200g/Roll

	Material	HS code	Weight/m	Note
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin
2	Polyester Yarn	54.02	30g	Imported from China Spun in China
3	Polyester Yarn	54.02	400g	Imported from Thailand Spun in Thailand
4	Polyester Yarn	54.02	20g	Imported from India Spun in India

中国、タイ及びインドで紡績した糸を使用している。

# (インドネシアの)非原産材料を使用する場合には、第29条に定める要件をみたすことが必要。

## OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

### MATERIAL LIST

#### 【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
Style Nb: 1358615  
HS Code: 540710  
Weight: 1200g/Roll

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin	無
2	Polyester Yarn	54.02	30g	Imported from China Spun in China	有
3	Polyester Yarn	54.02	400g	Imported from Thailand Spun in Thailand	有
4	Polyester Yarn	54.02	20g	Imported from India Spun in India	有

#### 第29条 原産品

1(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される製品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

締約国又はアセアン第3国で

- ◆ (繊維から糸に)紡績
- ◆ 糸を浸染
- ◆ 糸をなせん



インドネシアで

◆ 製織



五四・〇七―五四・〇八

第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品へは第五四・〇七項及び第五四・〇

八項以外の項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること(第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない)。

締約国又はアセアン第3国で

◆ 製織



インドネシアで

- ◆ 産品を浸染
- ◆ 産品をなせん



# ポリエステル織物 (HS5407.10) の品目別規則を中国及びインドで紡績された糸 (HS54.02) は満たさない。

## OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
 Style Nb: 1358615  
 HS Code: 5407.10  
 Weight: 1200g/Roll

### 東南アジア諸国連合

- カンボジア
- ラオス
- ミャンマー
- ベトナム
- ブルネイ
- インドネシア
- フィリピン
- タイ
- シンガポール
- マレーシア

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物  
 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更 (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくは染色される場合に限る。) 又は、

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要	品目別規則を
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin	無	—
2	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	30g	Imported from China Spun in <b>China</b>	有	<b>満たさない</b>
3	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	400g	Imported from Thailand Spun in <b>Thailand</b>	有	満たす
4	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	20g	Imported from India Spun in <b>India</b>	有	<b>満たさない</b>

# 品目別規則を満たさない非原産材料については、補完的な規定（例えば、累積や僅少の非原産材料）の適用を考える。

## OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
 Style Nb: 1358615  
 HS Code: 540710  
 Weight: 1200g/Roll

$$1200g \times 7\% = 84g$$

$$30g + 20g = 50g$$

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要	品目別規則を	DMI
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin	無	-	-
2	Polyester Yarn	54.02	30g	Imported from China Spun in <b>China</b>	有	満たさない	適用可
3	Polyester Yarn	54.02	400g	Imported from Thailand Spun in <b>Thailand</b>	有	満たす	-
4	Polyester Yarn	54.02	20g	Imported from India Spun in <b>India</b>	有	満たさない	適用可

- 第三十一条 僅少の非原産材料
- 附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。
- 附属書二（第三章関係） 品目別規則
- (e) 第三十一条に規定する特定の割合であつて、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
- (i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント
- (ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の七パーセント

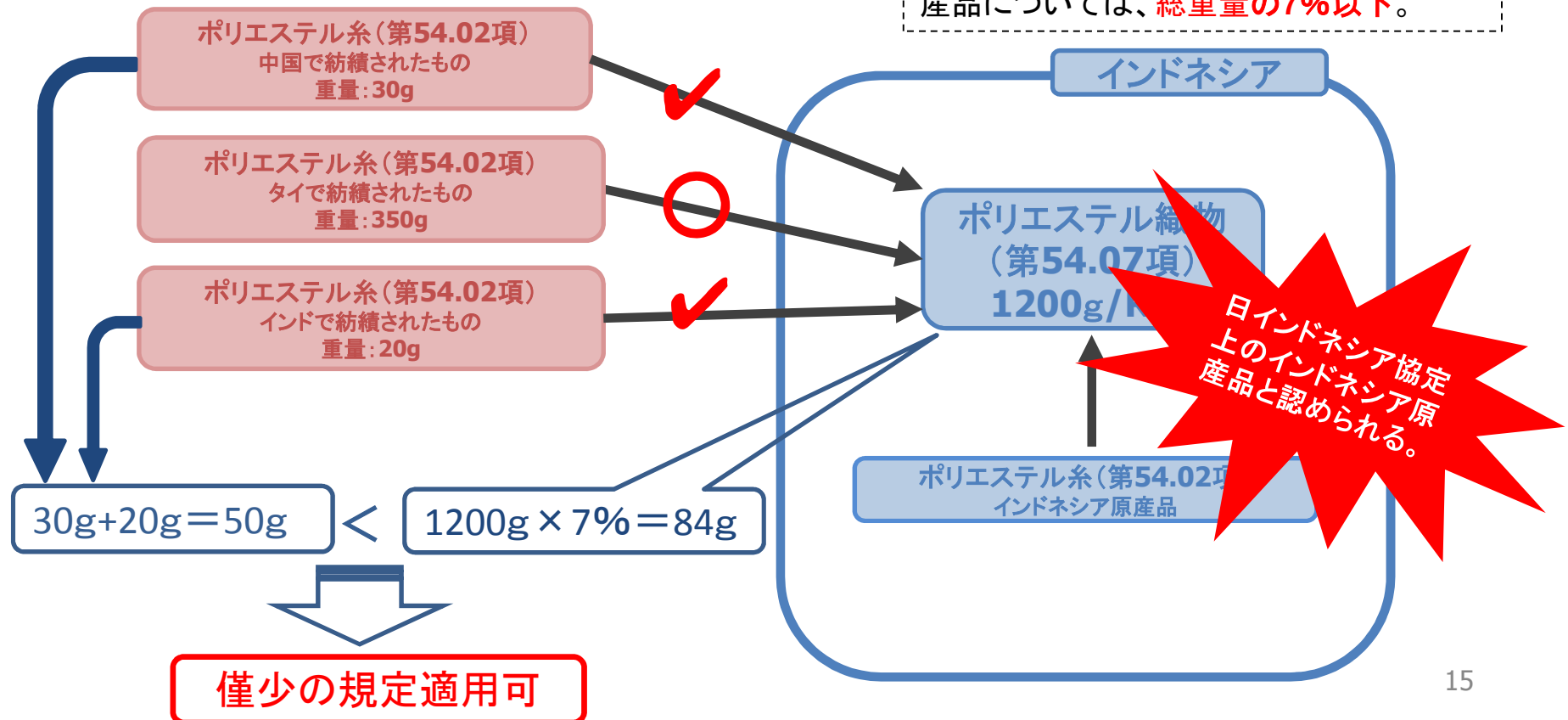
# 実質的な確認のまとめ

日インドネシアEPA 品目別規則 54.07-54.08

第54.07項若しくは第54.08項の産品への第54.07項及び第54.08項以外の項の材料からの変更（第54.01項から第54.06項までの各校の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第54.07項若しくは第54.08項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第54.07項又は第54.08項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

日インドネシア協定第31条（僅少の非原産材料）の規定における閾値は、第54類の産品については、**総重量の7%以下**。



# 確認すべき事項

- 輸入貨物がEPAの規定に基づく相手国の原産品であるかどうか(実質的な確認)
- 原産地証明書(CO)の記載事項に不備がないかどうか(形式的な確認)



# 形式的な確認（CO記載事項に不備がないかどうか）

1. Exporter's name, address and country: <b>輸出者(インドネシアに所在し、インドネシアから産品を輸出する者)の名称・住所・国名</b>		Certification no. AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM LJEPA Issued in Indonesia		Number of page /
2. Importer's name, address and country: <b>輸入者(日本に産品を輸入する者)の名称・住所・国名</b>		3. Means of transport and route (as far as known) <b>輸送の手段及び経路(分かる範囲で) 積出・積替・取卸港、船舶名/フライト番号</b>		
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number <b>それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、包装の記号・番号、包装の個数・種類、品名、HS番号(2002年版)</b>  産品ごとに6桁レベルでのHS番号を記載。  原産地証明書上の品名は、インボイス上の品名と、さらに可能であればHS上の品名とが実質的に一致するものでなければならない。  第2103.90号、第2208.90号、第4601.20号及び第4601.91号については、産品が、特別な品名としての記載(例えば、「インスタントカレー」や「いくさ製品」)が求められる例外的な場合は、そのような特別な品名が記載されなければならない。  第50欄から第63欄の各欄の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた生産又は工程、及びそれらの国名が記載されなければならない。(当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)		5. Preference criterion <b>特惠基準 A、B、Cのいずれかを記入。</b>  累積の規定を適用する場合にはA、C、U、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはD、M、I、代替性のある産品又は材料の規定を適用する場合にはF、G、Mを	6. Quantity or weight <b>数量又は重量</b>  記入は必須。 重量は、グロス/ネットのいずれでも可。	7. Invoice number(s) and date(s) <b>インボイスの番号及び日付</b>  ○インボイスが、第三国に所在する者であって原産地証明書上の輸出者と別の者が発行する場合 ⇒第8欄に「産品のインボイスは第三国で発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書発給の時点でインボイス番号が不明の場合 ⇒第7欄に「輸出者のインボイスの番号及び日付を、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、申告に係るインボイスとともに取引がわかる関係書類を税関に提出。
8. Remarks: <b>備考</b> 原産地証明書が再発給される場合には、発給当局が「ISSUED RETROACTIVELY」及び船積み日を記入。 原産地証明書が新規(再)発給される場合には、発給当局が、元の原産地証明書の発給日及び証明番号を記入。		9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and date: _____  Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____		
10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: Stamp <b>インドネシアの発給機関 —インドネシア商業省</b>  Place and date: _____ Signature: _____		11. Additional information <b>輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。</b> ・日付 ・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字) ・登録印章の押印		

- 日インドネシアEPAの原産地証明書(フォームIJ)における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

## 形式的な確認(CO記載事項に不備がないかどうか)

### 3つの不備が存在

- 特恵基準(第5欄)の相違
  - ▣ CO上は「B」であるが、正しくは、「C、DMI」である。
- 数量(第6欄)の相違
  - ▣ CO上は「165Kg」であるが、正しくは、「156. 25Kg」である。
- 遡及発給(第8欄)の文言の脱落
  - ▣ 本来は、遡及発給(Issued Retroactively)の文言及び船積日が記載されていなければならない。

# 形式的な確認（CO記載事項に不備がないかどうか）

## 不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。  
 ○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】		平成25年10月1日現在		
分野	記載項目	不備の内容	留意点	
原産地証明書の真正性	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	固有名称、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)
	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特恵(GSP)原産地証明書を入力した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
		記載事項が権限を有さない者によって、追加、削除又は書き換えられた原産地証明書		
		原本でない原産地証明書の提出		
		有効期間が経過した原産地証明書		
	発給機関の証明	印影が不鮮明	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
		発給年月日、発給番号の脱落		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		輸出者署名の脱落		
	輸出者の申請	申請日の脱落	有効	輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
	原産国の脱落			
	表題部における発給機関の脱落			
その他	遡及発給の文言の脱落	有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限り。	
	再発給の文言の脱落			
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)に限る。 但し、複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しがない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む)		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
		第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落		
数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違	無効	※ 特別な規定がある品目に関する記載の相違又は脱落がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイス等との相違又は脱落(※)			
貨物の原産性	HS番号(スイスは記載不要)	輸入申告における適用税率との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)は有効。	左記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		脱落	無効	数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		協定の非課税税率による記載	無効	左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から課税品目であることが明らかな場合は有効。
	特惠基準(シンガポール及びブリスは記載なし)	特惠基準等(AU、DWI及び材料に関する記載を含む)の脱落	有効	
	特惠符号等の相違	無効		
【原産地申告(スイス、ペルー及びメキシコ)】				
真正性	認定番号又は原産地の相違・脱落	認定輸出者以外により作成された申告文	無効	
	認定輸出者にかかる申告文	原産地申告のコピーでの提出	有効	輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。)
		規定申告文との並ね相違	有効	原産地申告であることが明らかな場合に限り。

● 不備のあるCOの税関における取扱いについて定めている

- COの真正性(印影、様式、遡及発給、再発給等)
- 申告貨物との同一性(輸出入者、インボイス番号、品名、数量等)
- 貨物の原産性(HS番号、特惠基準)

輸入者Aは日インドネシアEPAにおける特惠税率を適用した輸入申告(ポリエステル織物)を行なうことが可能。

### 実質的な確認

- 原産材料のみから生産された製品ではない
- 僅少を適用し、品目別規則(関税分類変更基準)を満たす製品であることが判明
- ポリエステル織物が日インドネシアEPA上のインドネシア原産品であることは明らか

### 形式的な確認

- 特惠基準(第5欄)の相違
  - 原産品であることを明らかにできる場合なので有効
- 数量(第6欄)の相違
  - 原産品であることを明らかにできる場合(又は、同一性を確認できる場合)なので有効
- 遡及発給(第8欄)の文言の脱落
  - COの真正性が明らかでない場合なので有効

実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識①

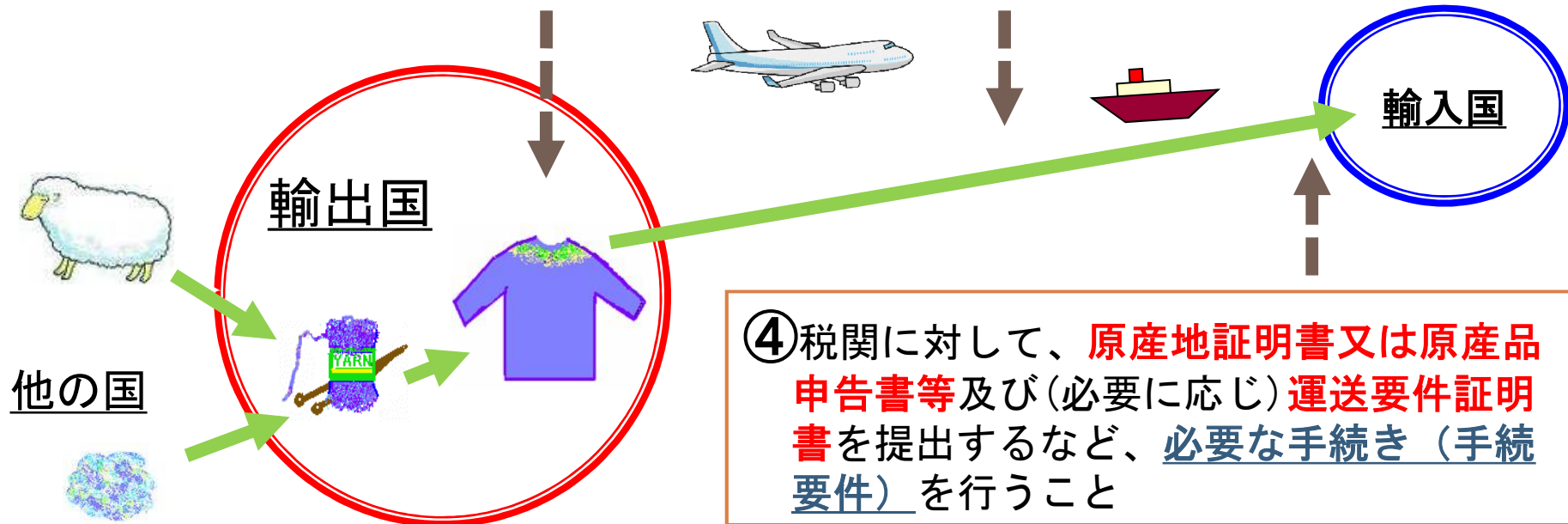
## 原産地基準

# 特惠税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、特惠税率が設定されていること  
(EPA税率の場合は協定の譲許表、一般特惠税率の場合は暫定法別表)

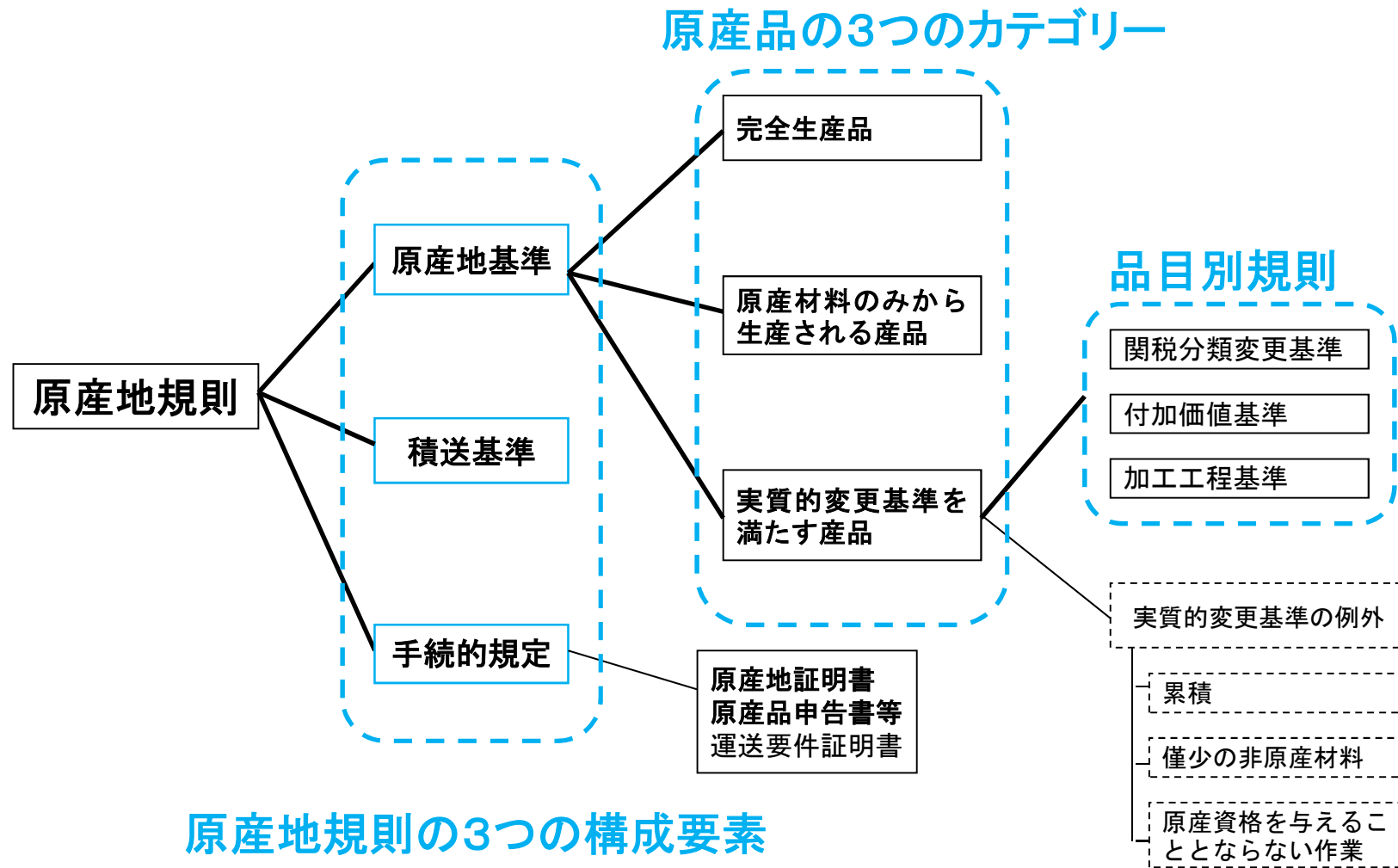
② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)



★4つの条件をすべて満たさなければいけない!

# EPA原産地規則の構成



# 原産品の3つのカテゴリー

原産地規則においては、3種類の原産品が存在する。

①完全生産品

②原産材料のみから生産される産品

③実質的変更基準を満たす産品

【参考】 日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの

(b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの

(c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

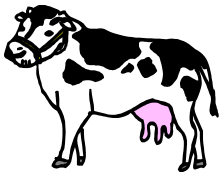


# ①完全生産品

## (アセアン協定の例)



(a) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 (切り花等)



(b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの (家畜等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品 (牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品 (捕獲野生動物等)



(e) 当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ( (a) から (d) までに規定するものを除く。 ) (原油等)



(g) 当該締約国の船舶により、全締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品 (公海で捕獲した魚等)



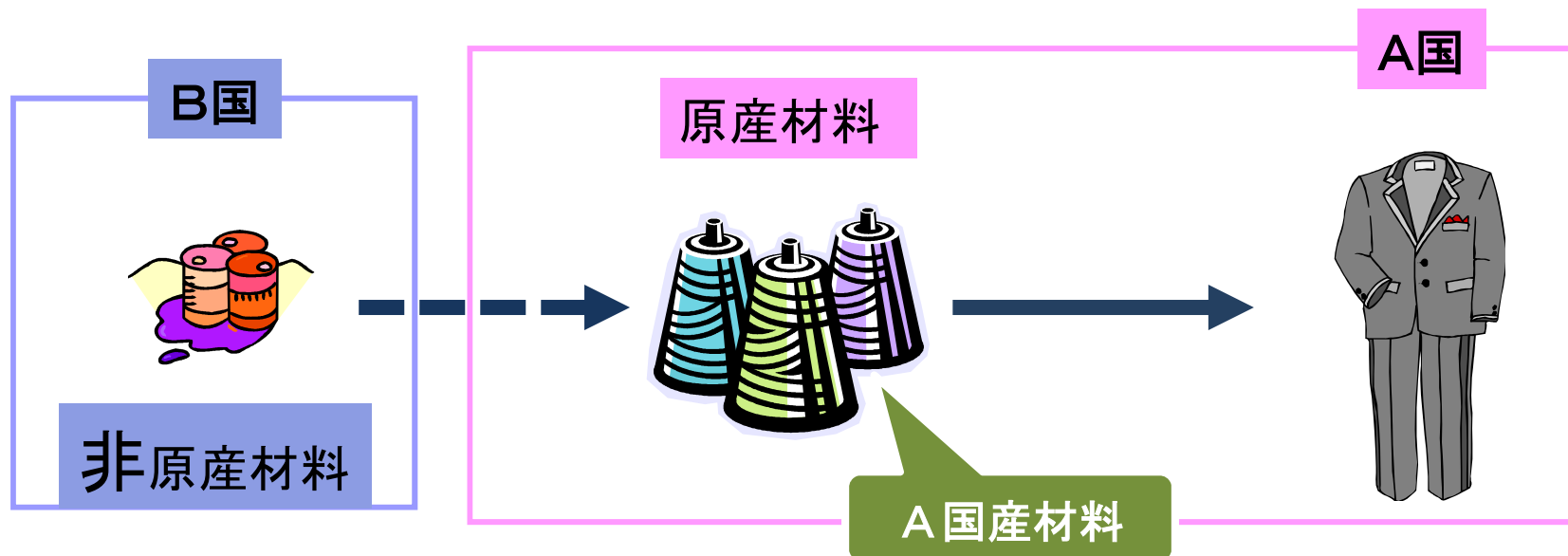
(f), (h)~(j) 略

(k) 当該締約国において (a) から (j) までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 ( (b) に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等 )

## ②原産材料のみから生産される産品

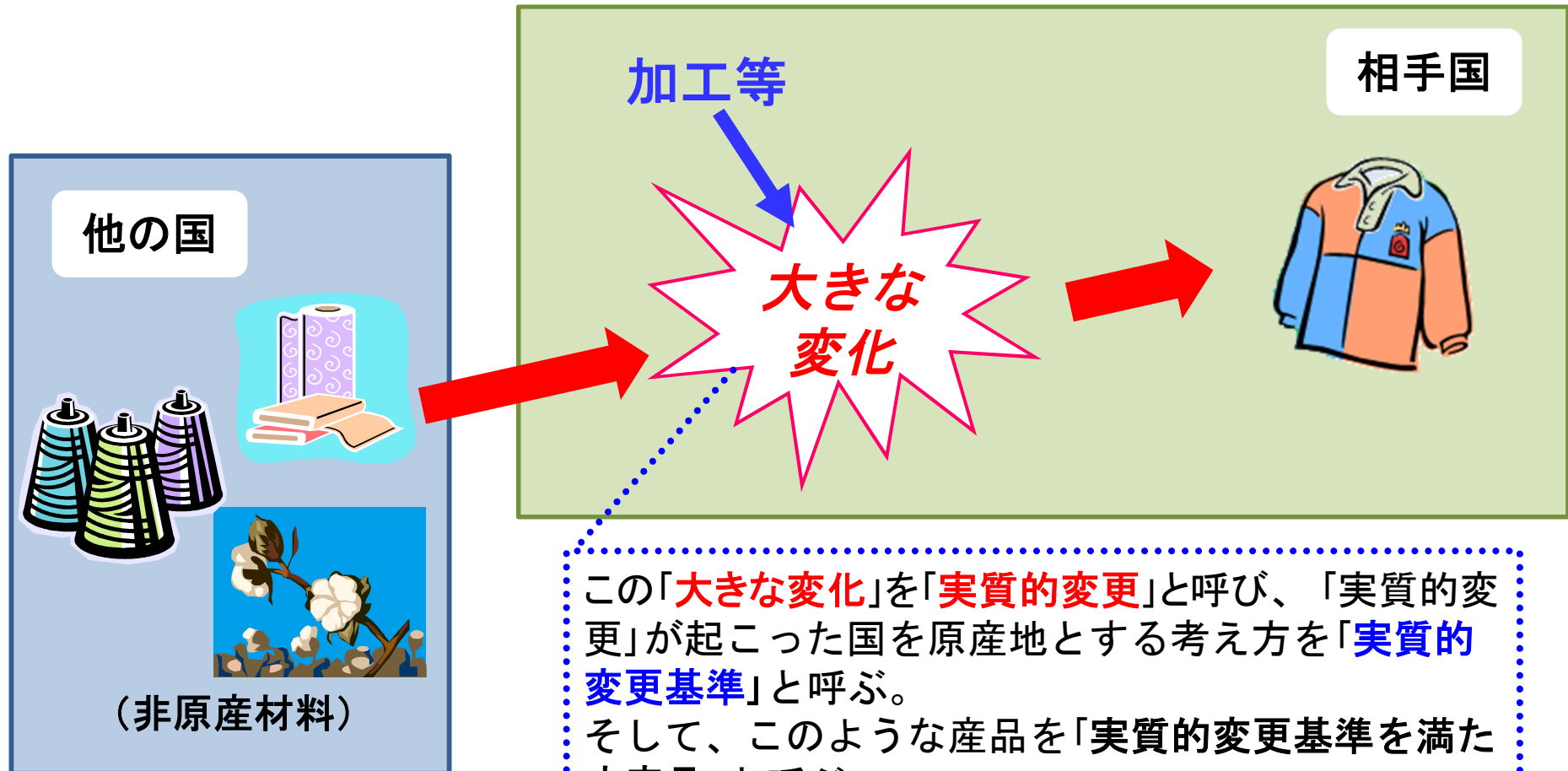
生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国\*で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(\*日アセアン包括協定の場合は、1又は2以上の締約国)



### ③実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品



この「**大きな変化**」を「**実質的変更**」と呼び、「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。

そして、このような産品を「**実質的変更基準を満たす産品**」と呼ぶ。

# 原産品の3つのカテゴリーのイメージ

## ①完全生産品

材料をどこまで遡っても  
原産材料のみ

(\*) 厳密には、この表現は正確ではない。

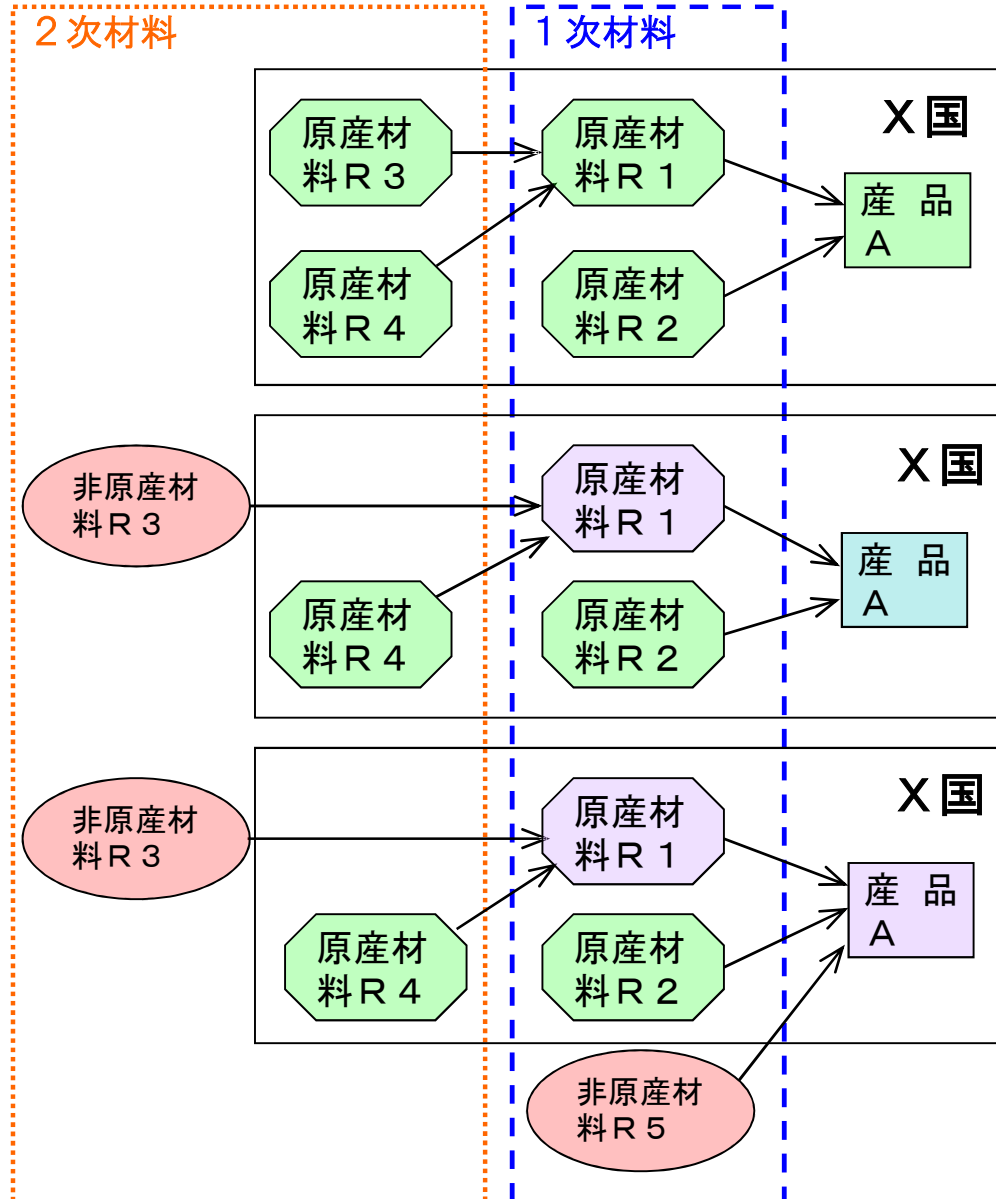
## ②原産材料のみから 生産される産品

材料の材料(2次材料)の  
うち、少なくとも1つは  
非原産材料

## ③実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、  
少なくとも1つは非原産  
材料

(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。



# 実質的変更基準の種類

- 関税分類変更基準
- 付加価値基準
- 加工工程基準



原産品判断にあたり参照すべき基準は  
協定/品目毎に規定

# 品目別規則

(PSR : Product Specific Rules)

再掲

日インドネシア協定

第五十四類

人造繊維の長繊維及びその織物

五四・〇七―五四・〇八

第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること(第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

(HS番号)

(ルール)

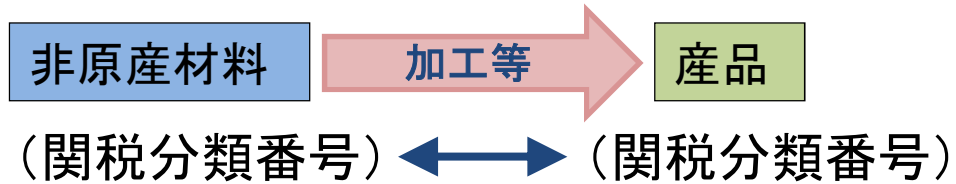
非原産材料が使用されている産品について、その国の原産品として認められるために必要なルール(※)をHS番号毎に具体的に表したもので、協定毎に定められている。  
なお、形式は協定毎に異なっている。  
※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

(加工工程基準)

CTH  
⇒ Change of Tariff Heading  
⇒ 項変更(関税分類変更基準)

# 関税分類変更基準

(CTC: Change in Tariff Classification)



すべての非原産材料と産品の関税分類番号の間に「特定の変更」があれば、大きな変化があったと考える。

「特定の変更」には、HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

HS2桁の変更: ○○の産品への他の類の材料からの変更  
HS4桁の変更: ○○の産品への他の項の材料からの変更  
HS6桁の変更: ○○の産品への他の号の材料からの変更

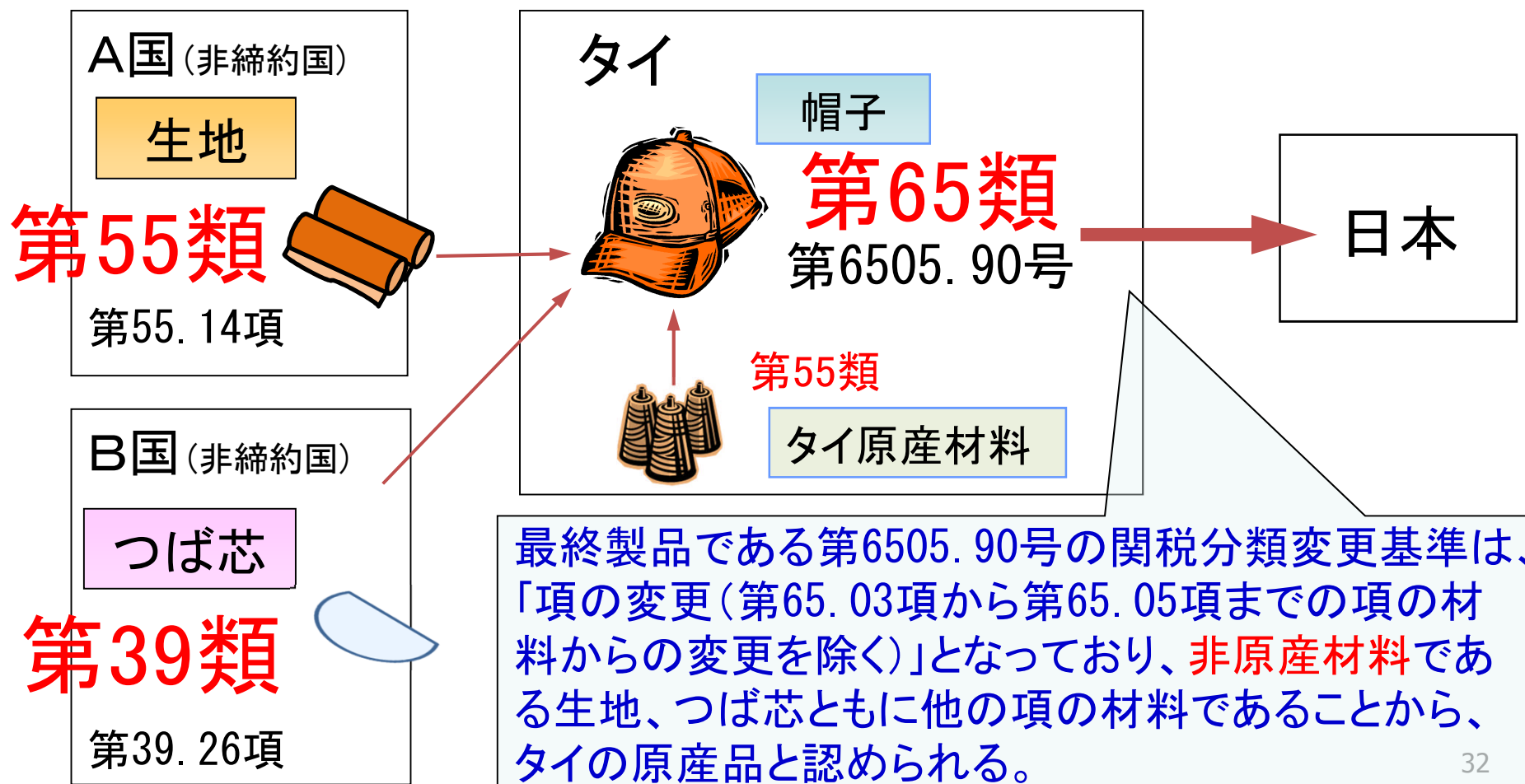
参考: 1905.40のHSLレベル  
HS2桁: 19類  
HS4桁: 1905項  
HS6桁: 1905.40号

# 関税分類変更基準

非原産材料についてのみ検討する。

(例) 日タイ協定第65.05項品目別規則:

第65.03項から第65.05項までの各項の産品への第65.03項から第65.05項まで以外の項の材料からの変更

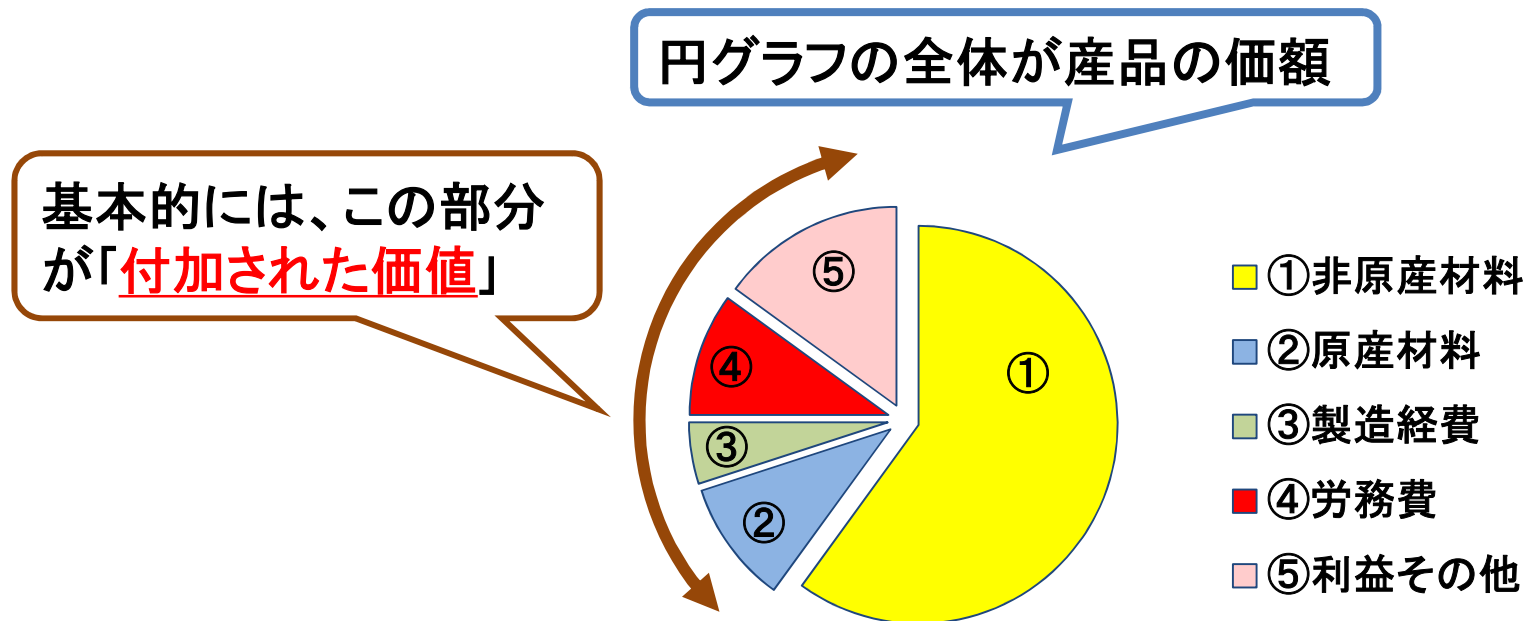




# 付加価値基準

(VA: Value Added)

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、「大きく価値が付加」された場合、大きな変化があったと考える。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。

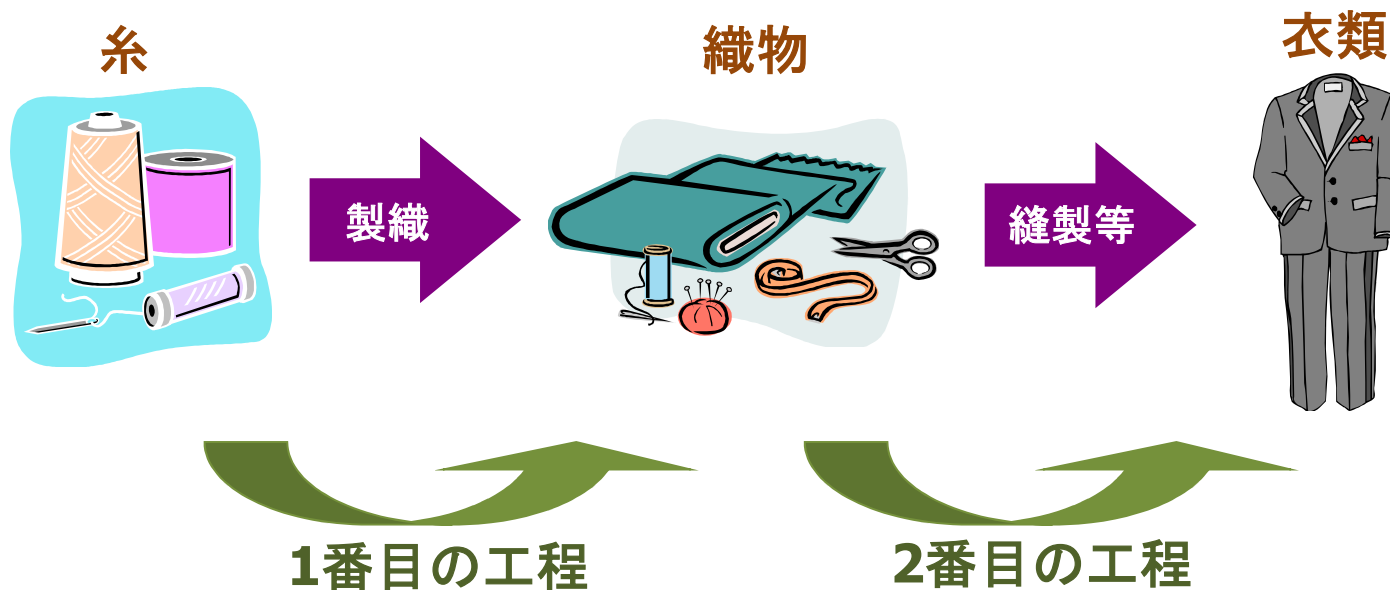


「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

# 加工工程基準

(SP: Specific Processes)

- 非原産材料にある**特定の加工・作業**が行われた場合、**大きな変化**があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。



# 累積

## 相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイ協定 第57.01項-第57.05項 品目別規則

第57.01項から第57.05項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第50.04項から第50.07項までの各項、第51.06項から第51.13項までの各項、第52.04項から第52.12項までの各項、第53.06項から第53.11項までの各項、第55.08項から第55.16項までの各項又は第54類の材料からの変更を除く。)

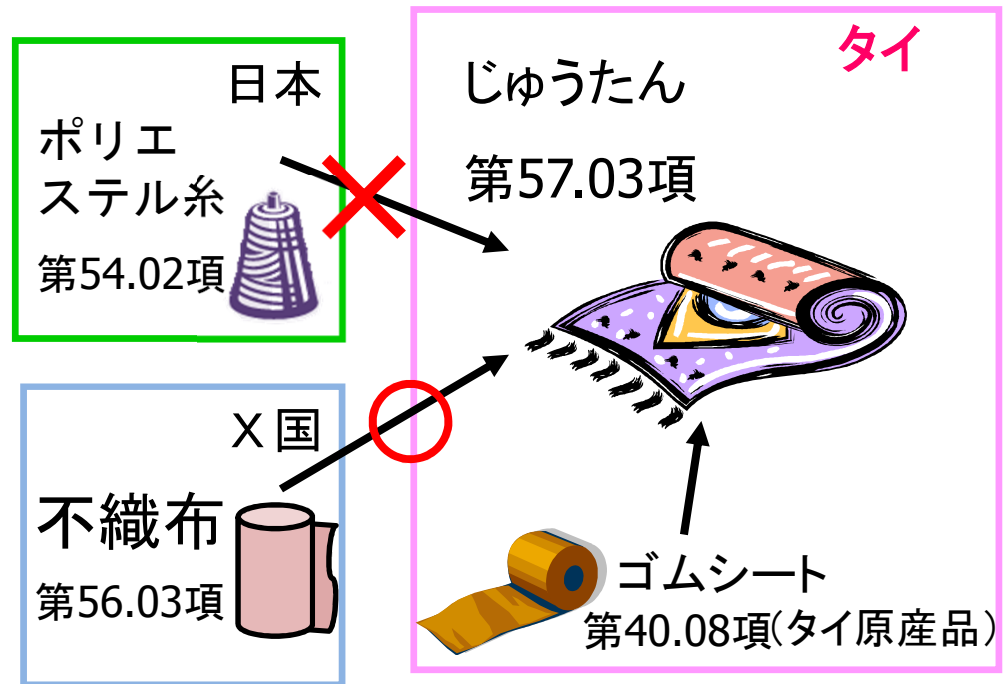
非原産材料のポリエステル系（第54.02項）が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

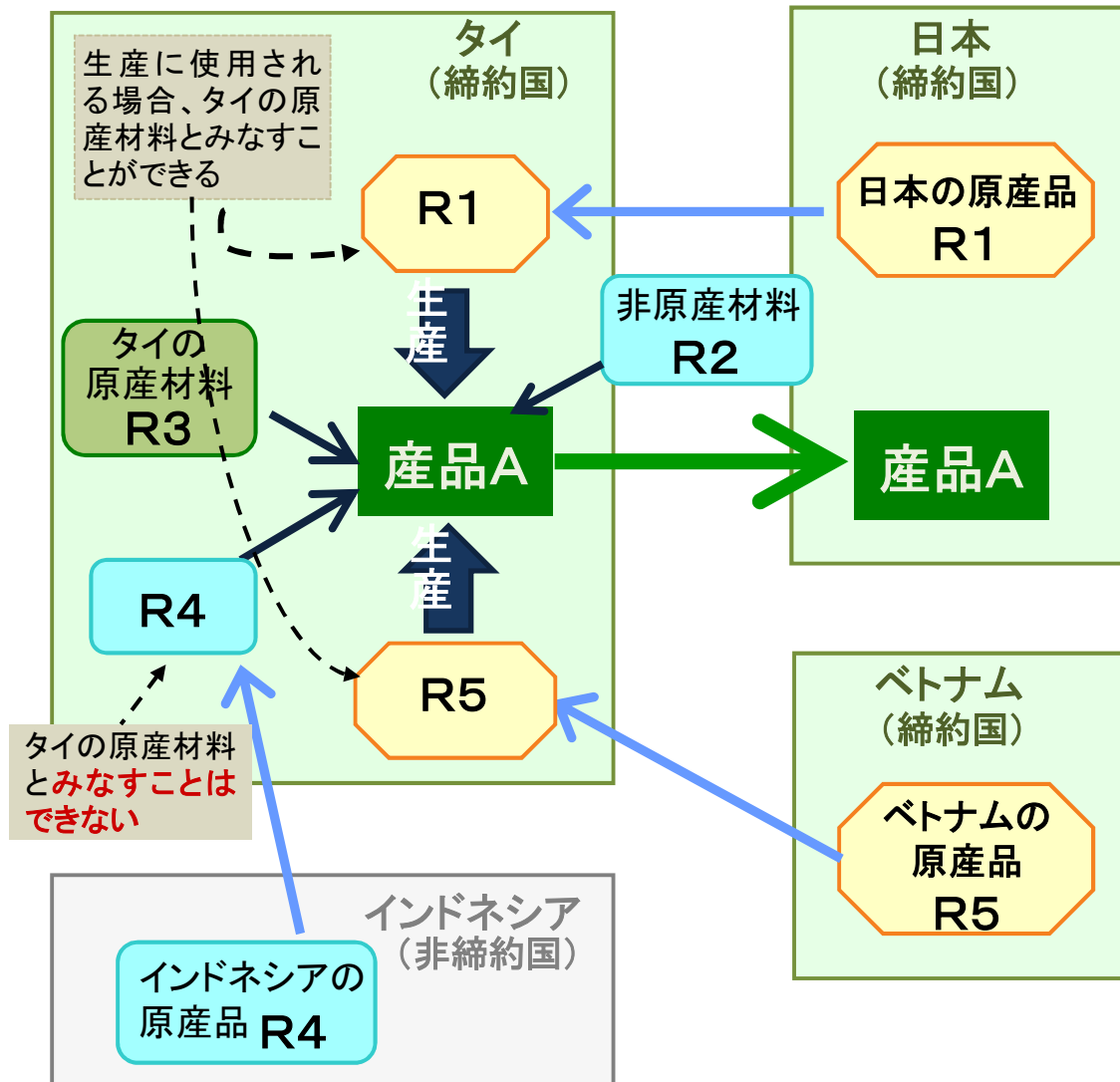
ポリエステル系が日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、製品はタイの原産品と認めることが可能となる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



# 日アセアン協定における累積

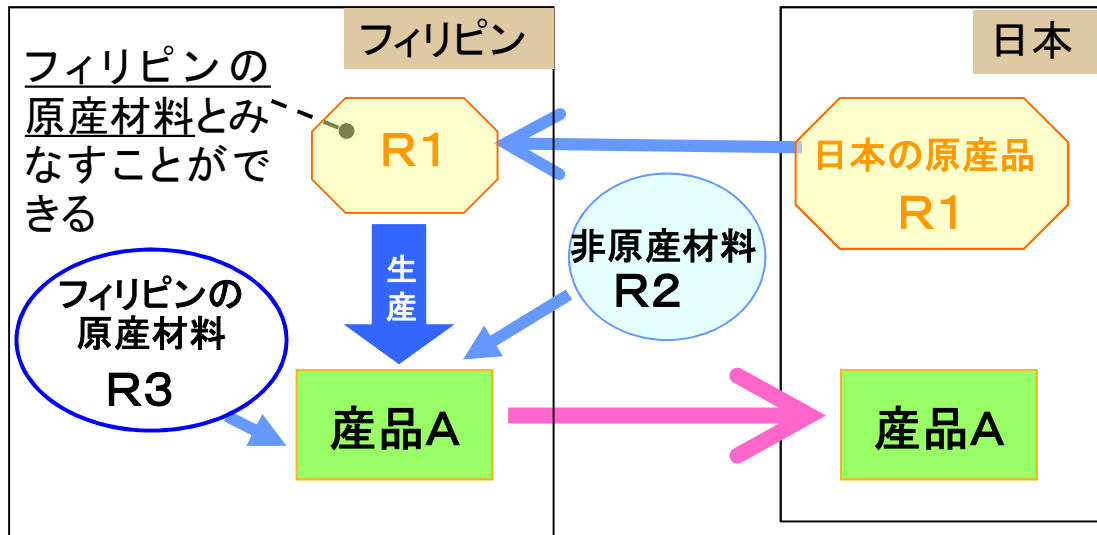


日本以外の締約国（左図では、ベトナム）の原産品に関しても、生産に使用されれば、累積の規定の適用により、**タイ原産材料とみなすことが可能**。

⇒従来の二国間EPAに比べ、(概念的には) **原産資格を獲得し易くなっている**。

**ただし**、アセアン構成国であっても、日アセアン協定の効力が生じていない国（**非締約国であるインドネシア**）に関しては、**同協定の規定（累積）は適用されない**。

# 「モノ」の累積と「自国関与基準」との関係



日本の原産品R1をフィリピンに輸出し、それを、フィリピンにおける製品Aの生産に使用した場合、日本の原産品R1は、フィリピンの原産材料とみなすことができる。

一見すると、一般特惠原産地規則における自国関与基準と同じように見えるが、

## ◆ 一般特惠原産地規則における自国関与基準との違い

- ・一般特惠原産地規則の自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。  
→ EPA特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆる「ANNEX」が必要。  
→ EPA特惠原産地規則においては「ANNEX」は不要。  
→ 原産地証明書の関係欄に「ACU」を記入。
- ・一般特惠の自国関与では適用除外品目を指定している。  
→ EPA特惠原産地規則における累積では適用除外品目の指定はない。

# 僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日インド協定61.01 - 61.17品目別規則：  
織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

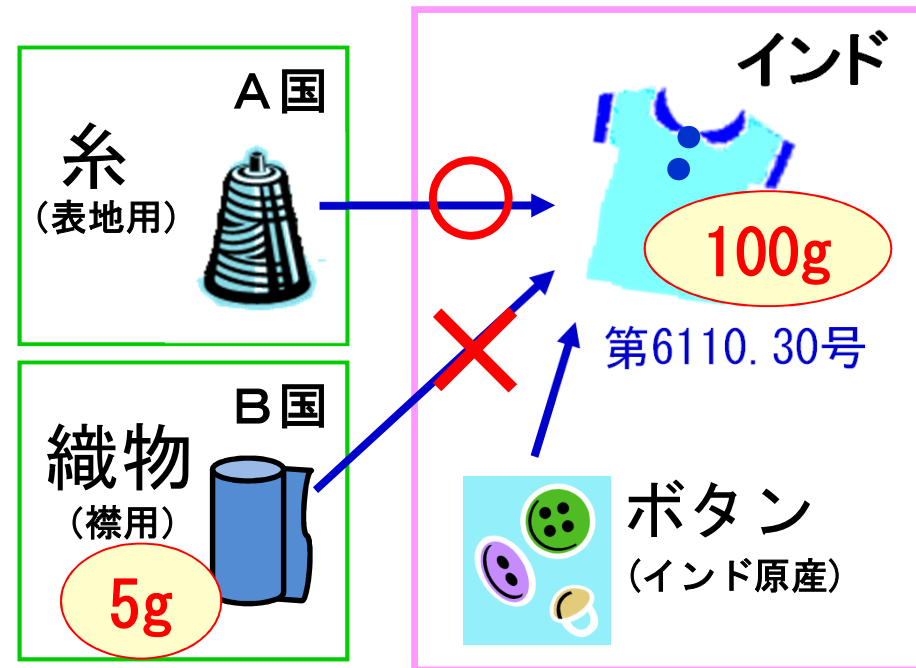
附属書2の付表（抜粋）

統一システムの番号	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61.01-61.17	必要	必要

非原産材料の織物が品目別規則を満たしていないことから、製品はインドの原産品と認められない。

織物の重量は製品の重量の5%  
← インド協定の場合、7%以下なら  
僅少の非原産材料の規定が適用可能

織物は規則を考慮しないこととなり、  
製品はインドの原産品と認められる



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要



# 主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

\*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガポールEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコEPA	製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				製品の取引価額の10%以下	
日インドネシア・日マレーシア・日フィリピンEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括的EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイスEPA	製品の工場渡し価額の10%以下(※3)									製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナムEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インドEPA	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の7%以下	3502.11, 3502.19: 製品のFOB価格の10%以下	3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の7%以下	その他の: 製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: 製品のFOB価額の10%以下	その他の: 製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00: 製品の重量の7%以下	51.02, 51.03: 製品の重量の7%以下	52.01～52.03: 製品の重量の7%以下	53.01, 53.02: 製品の重量の7%以下	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下
日ペルーEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリアEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1: 原則適用不可。ただし、製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。



# 原産資格を与えることとならない作業

■ 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

## ➤ 日アセアン包括的経済連携協定第30条

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



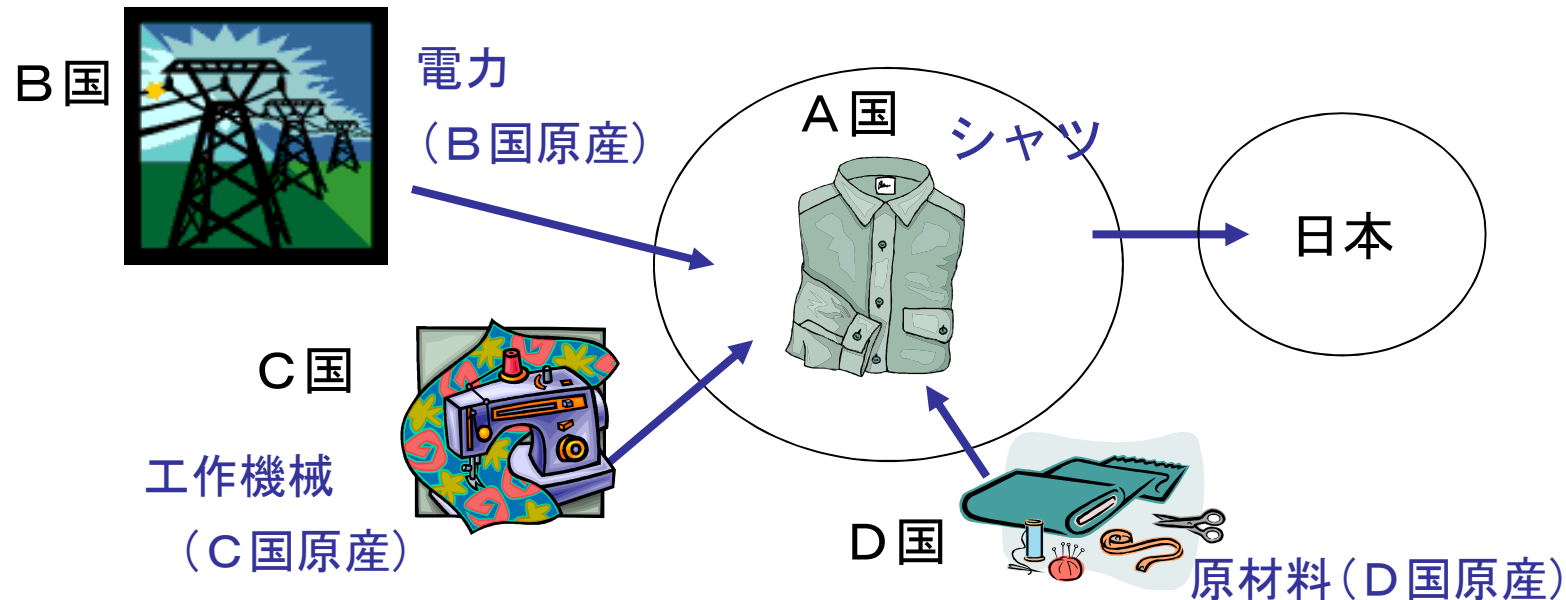
作業の内容は協定毎に異なることに留意が必要。

# 間接材料①

## indirect materials

一般に、「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう（例えば、タイ協定第27条(i)）ことから、下図のシャツの生産に使用された電力や工作機械も材料とみなされ得る。

しかしながら、シャツの原産地の決定に当たっては、「材料」の一部である電力や工作機械も品目別規則等を満たす必要があるのであろうか。



# 間接材料一②

「間接材料」とは、製品の生産、試験若しくは検査に使用される物又は製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物をいい、次のものを含む。

(タイ協定第27条(h)要約)

- (i) 燃料、エネルギー等
- (ii) 工具、ダイス、鋳型
- (iii) 設備、建物の維持のために使用される予備部品等
- (iv) 生産の過程や設備等の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材等
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備等
- (vi) 製品の試験、検査に使用されるもの
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) その他の物で、当該製品の使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの



↓  
製品の原産地の決定に当たっての、これらの取扱いは？

# 間接材料一③

- ・ 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

したがって、品目別規則が

- ①関税分類変更基準又は加工工程基準に基づいている場合には、間接材料は品目別規則を満たしているかいないかを考慮する必要はなく、
- ②付加価値基準に基づいている場合には、間接材料の価額を、付加価値の計算式中の「非原産材料価額」に算入する必要はなく、

いずれにせよ、原産資格を獲得し易くなるという効果がある。

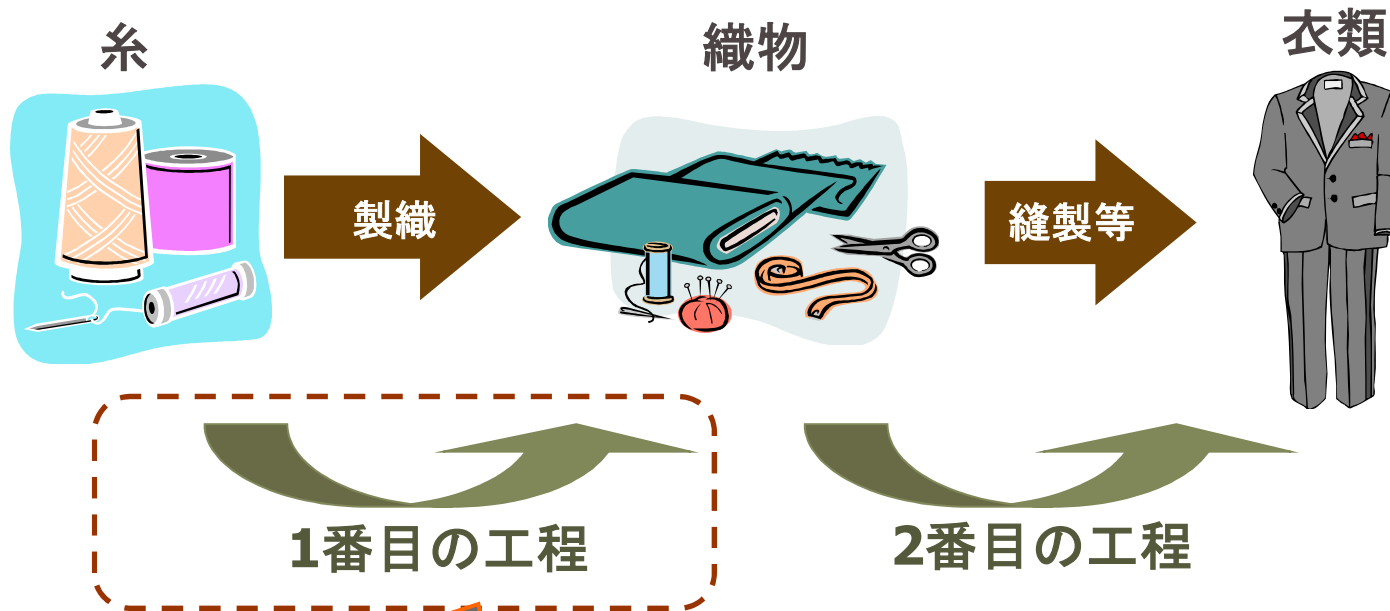
- ・ アセアン包括協定第34条
- ・ インド協定第37条
- ・ インドネシア協定第36条
- ・ スイス協定附属書2第11条（「中立的な要素」）
- ・ タイ協定第35条
- ・ チリ協定第36条
- ・ フィリピン協定第36条
- ・ ブルネイ協定第32条
- ・ ベトナム協定第34条
- ・ マレーシア協定第35条
- ・ メキシコ協定第30条
- ・ ペルー協定第51条
- ・ オーストラリア協定第3・11条

実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識②

繊維製品に見られる特有の原産地基準

# 繊維製品の「2工程ルール」の緩和

- 生地及び衣類の製造(2工程)を輸出締約国で行う場合に当該輸出締約国の原産品と認められるとする「2工程ルール」のうち、1工程目を行う国の範囲を広げ、規則を緩和したもの



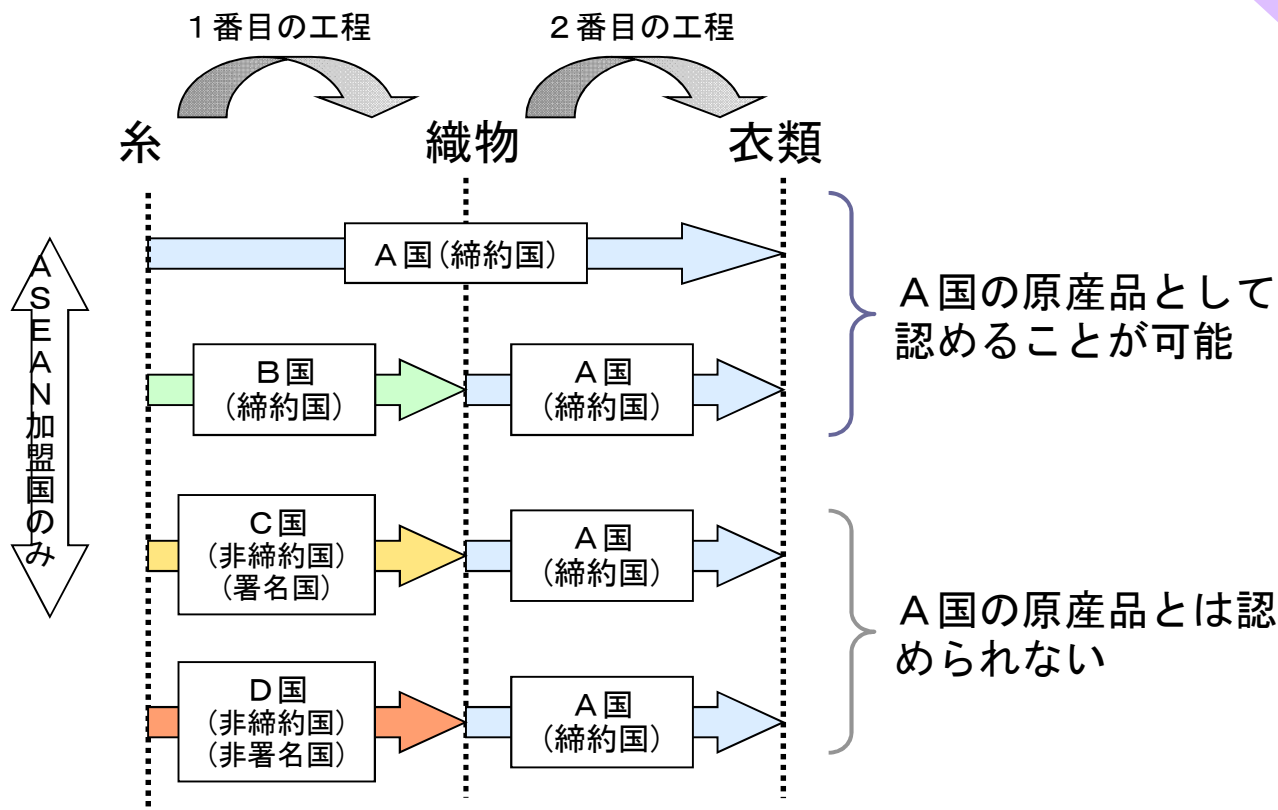
1つ目の工程を日本又はアセアン第三国で行った場合も産品は原産品と認められる。

\* 上記は大まかな傾向を示したもので、厳密な品目別規則とは異なる。

# 日アセアン包括的経済連携協定の下での 「2工程ルール」の要件の一部緩和

## 日アセアン包括的経済連携協定品目別規則・第62.04項

CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



いわゆる「2工程ルール」のうちの1の工程が他の締約国で行われることを許容するもの

この「他の締約国で行われることを許容する」ことを、「アセアン累積」等と呼ばないこと。これは、日アセアン包括的経済連携第29条に規定する累積の概念とは関係ない。

# 繊維製品（61-62類）の品目別規則の比較表

協定	一般特惠 (G S P)	シンガポール・マレー シア・インドネシア・タ イ・ブルネイ・フィリ ピン・ベトナム協定	アセアン包括協定	インド協定
衣類 (編物: 第61類)	編物からの製造  <b>【1工程ルール】</b> ※4 編物→衣類	類の変更 (非原産材料の生地※1 を使用する場合の製 織・編立の工程は日 本・アセアン加盟国※2 に限定)	類の変更 (非原産材料の生地※1 を使用する場合の製 織・編立の工程はアセ アン協定締約国※3に限 定)	製織・編立の工 程と製品化の工 程がインドにて 行われること
衣類 (織物: 第62類)	織物からの製造  <b>【1工程ルール】</b> 織物→衣類	<b>【2工程ルールの一部緩和】</b> 糸→編物→衣類  日本・アセアン加盟国可	<b>【2工程ルールの一部緩和】</b> 糸→編物→衣類  日本・アセアン協定締約国可	<b>【2工程ルール】</b> 糸→編物→衣類

上記表は大まかな傾向を示したもので、厳密な品目別規則とは異なる。

※1: 各協定に対象のHS番号が指定がされている。

※2: アセアン構成国(10カ国): ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム(2015年3月現在)

※3: アセアン包括協定締約国(10カ国): 日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム(2015年3月現在)。インドネシアはアセアン包括協定の締約国でない。

※4: 平成27年度関税改正において2工程から1工程に改正された。



# 「関税分類を決定する構成部分」の規定

※一般特惠、スイス協定、インド協定、オーストラリア協定にはない。

第61類から第63類の  
品目別規則に規定

当該産品について適用される規則は、これらの産品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。



品目別規則を満たさない非原産材料を使用している場合、当該材料が、**関税分類を決定する構成部分に該当しなければ**、当該材料は品目別規則を考慮する必要はない。

# 「関税分類を決定する構成部分」とは

## 原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)

61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地 (袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。) に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

また、上半身用の衣類において、裏側の生地(裏地)が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあつては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

### 【対象となる協定等】

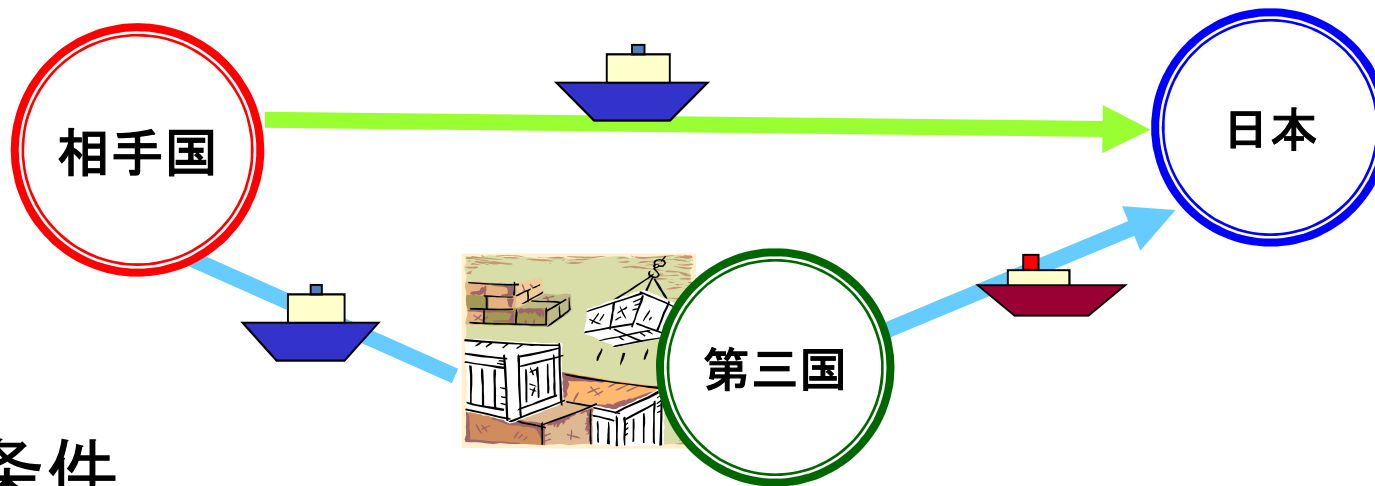
シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、  
ペルー協定

実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識③

## 積送基準

# 積送基準

貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



## ■条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

## 実質的な確認をより適正に行なうために

### 原産地認定のケーススタディ

①男子用シャツ(第6205.20号)

日アセアン協定

②ジャケット(第6101.20号)

日インドネシア協定

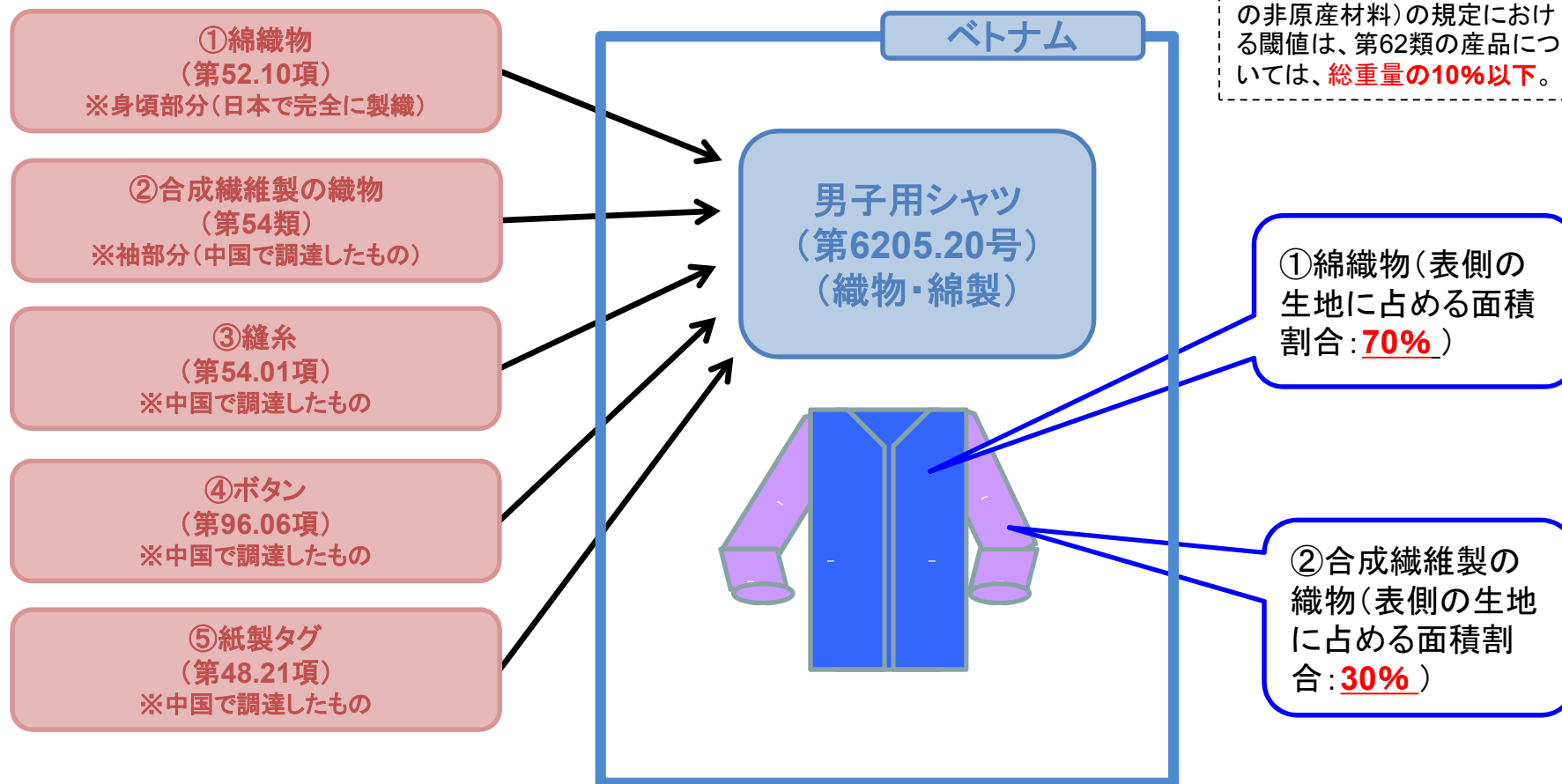
③ズボン(第62.03項)

日インド協定

# ① 男子用のシャツ(第6205.20号)

## 日アセアン協定 品目別規則 第62.05項

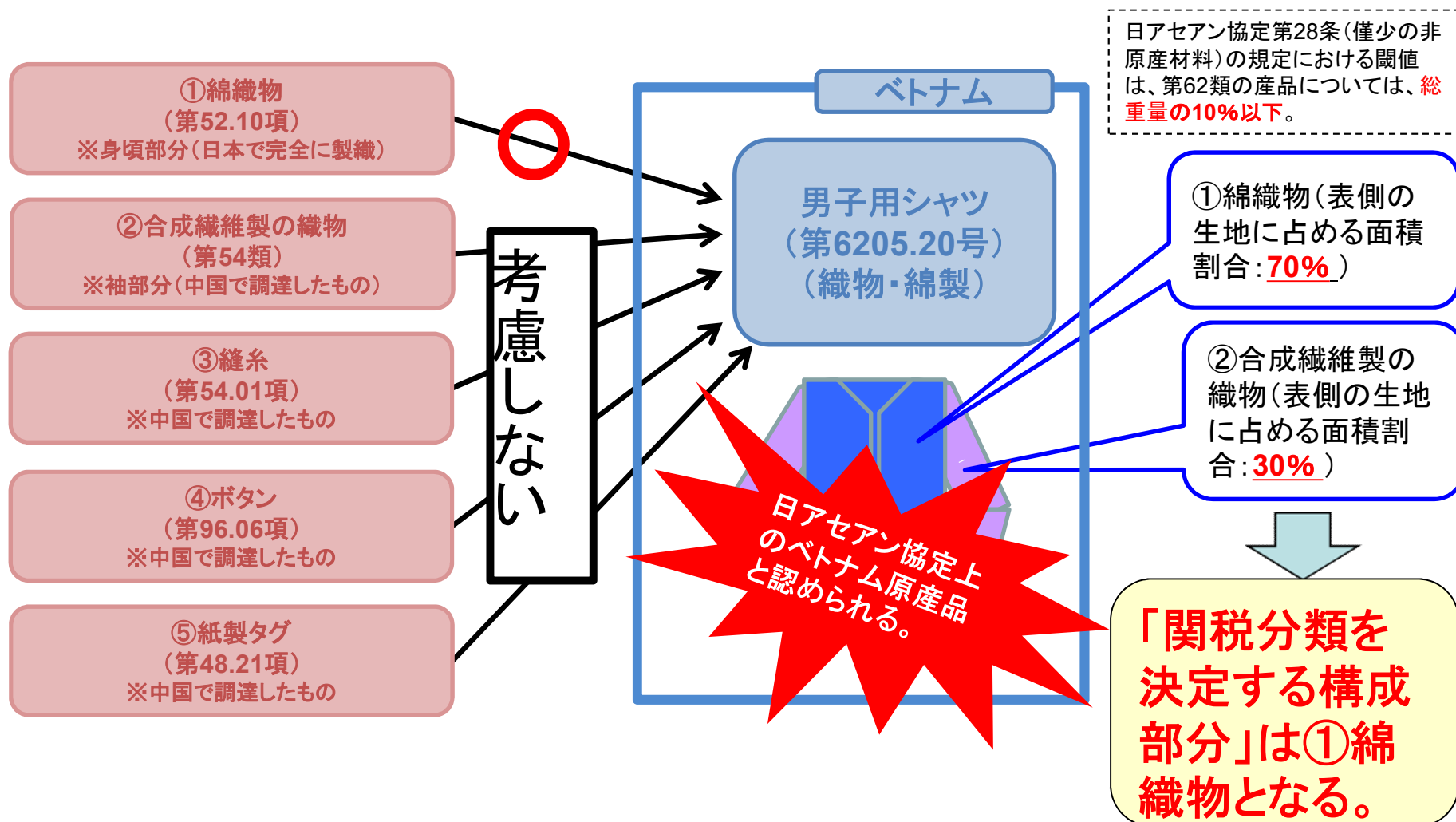
CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



# ① 男子用のシャツ(第6205.20号)

日アセアン協定 品目別規則 第62.05項

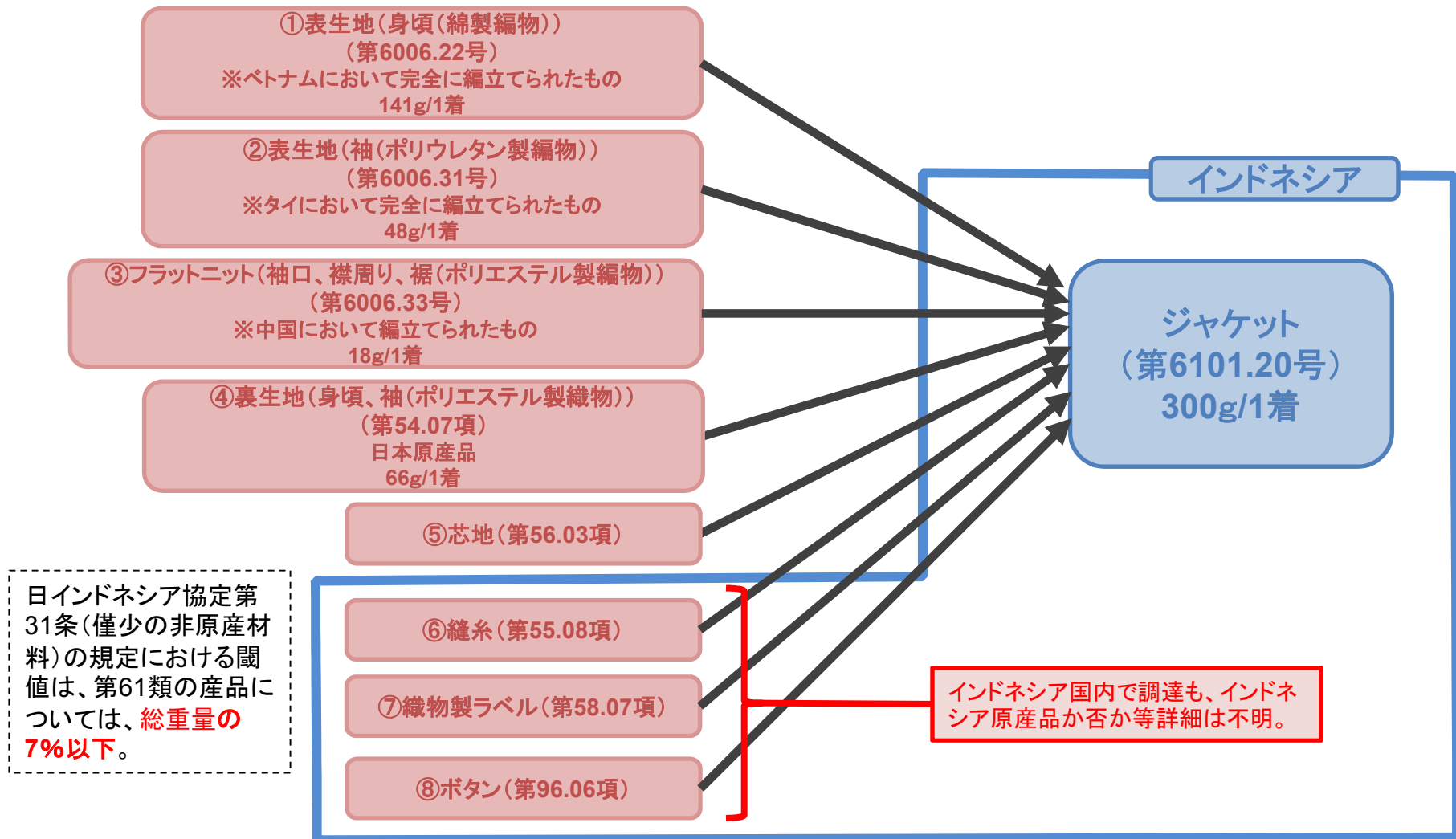
CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



## ② ジャケット(第6101.20号)

### 日インドネシア協定 品目別規則 第61.01項—第61.17項

第61.01項から第61.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)

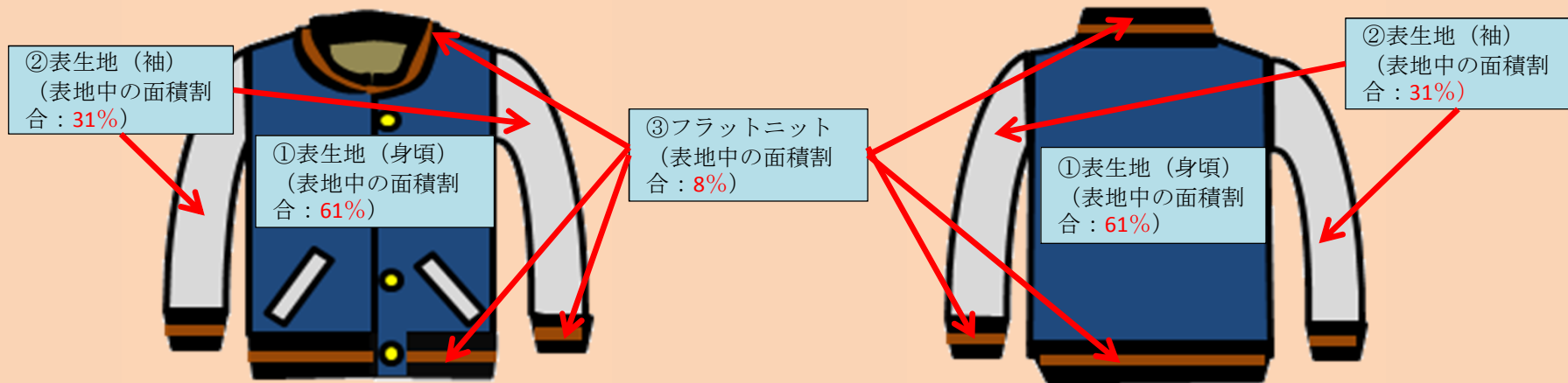




## ② ジャケット (第6101.20号)



## ② ジャケット(第6101.20号)

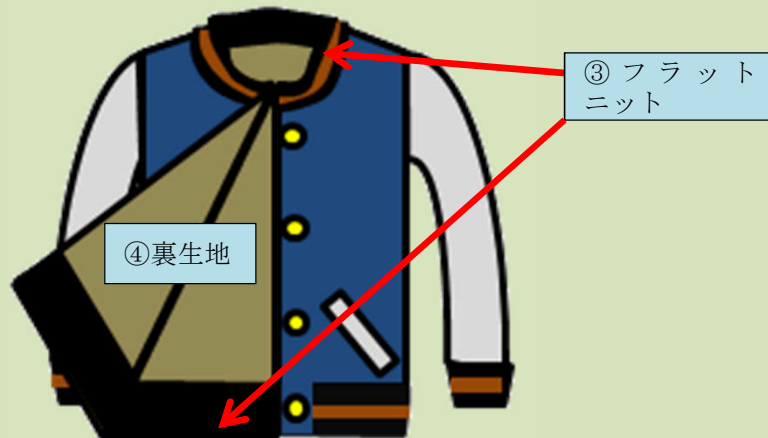


### 製品の表側の生地に占める面積が最も大きい構成材料を判断

「**原産地規則解釈例規の制定について(平成26年6月13日 財関第598号)**」において「**製品が属する号 (HS 6桁)**に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。」と規定されている。今事例のジャケットのHS 4桁は第6101項であり、当該項に設定されている号を確認すると、20が綿製のもの、30が人造繊維製のもの、90がその他の紡織繊維製のものとされている。今事例の表生地の割合を見ると

綿製のもの	①表生地(身頃)	面積割合: 61%
人造繊維製のもの	②表生地(袖) + ③フラットニット	面積割合: 31% + 8% = 39%
その他の紡織用繊維製のもの	なし	面積割合: 0%

製品の表側の生地に占める面積が最も大きい材料は綿製の生地となり、①表生地(身頃)が構成部分に該当すると判断される。よって、②表生地(袖)と③フラットニットは構成部分には該当しないと判断される。



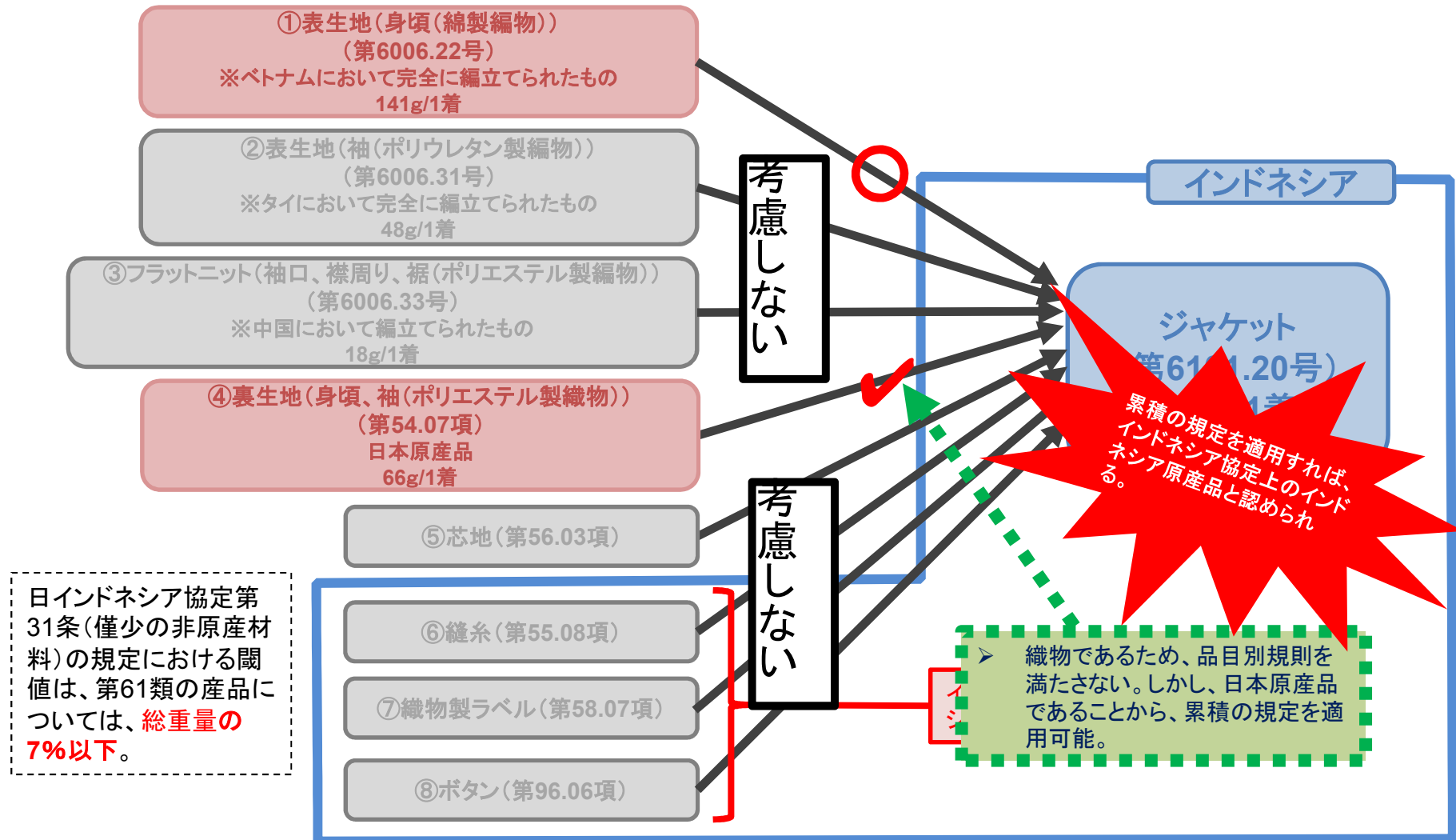
### 裏地が構成部分に該当するかを判断

「**原産地規則解釈例規の制定について(平成26年6月13日 財関第598号)**」において「**上半身用の衣類において、裏側の生地(裏地)が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合**にあつては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「**関税分類を決定する構成部分**」とする。」と規定されている。今事例においては、④裏生地が表側の生地の全周に縫い付けられていることから④裏生地についても①表生地(身頃)に加え構成部分に該当すると判断される。

## ② ジャケット(第6101.20号)

日インドネシア協定 品目別規則 第61.01項—第61.17項

第61.01項から第61.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



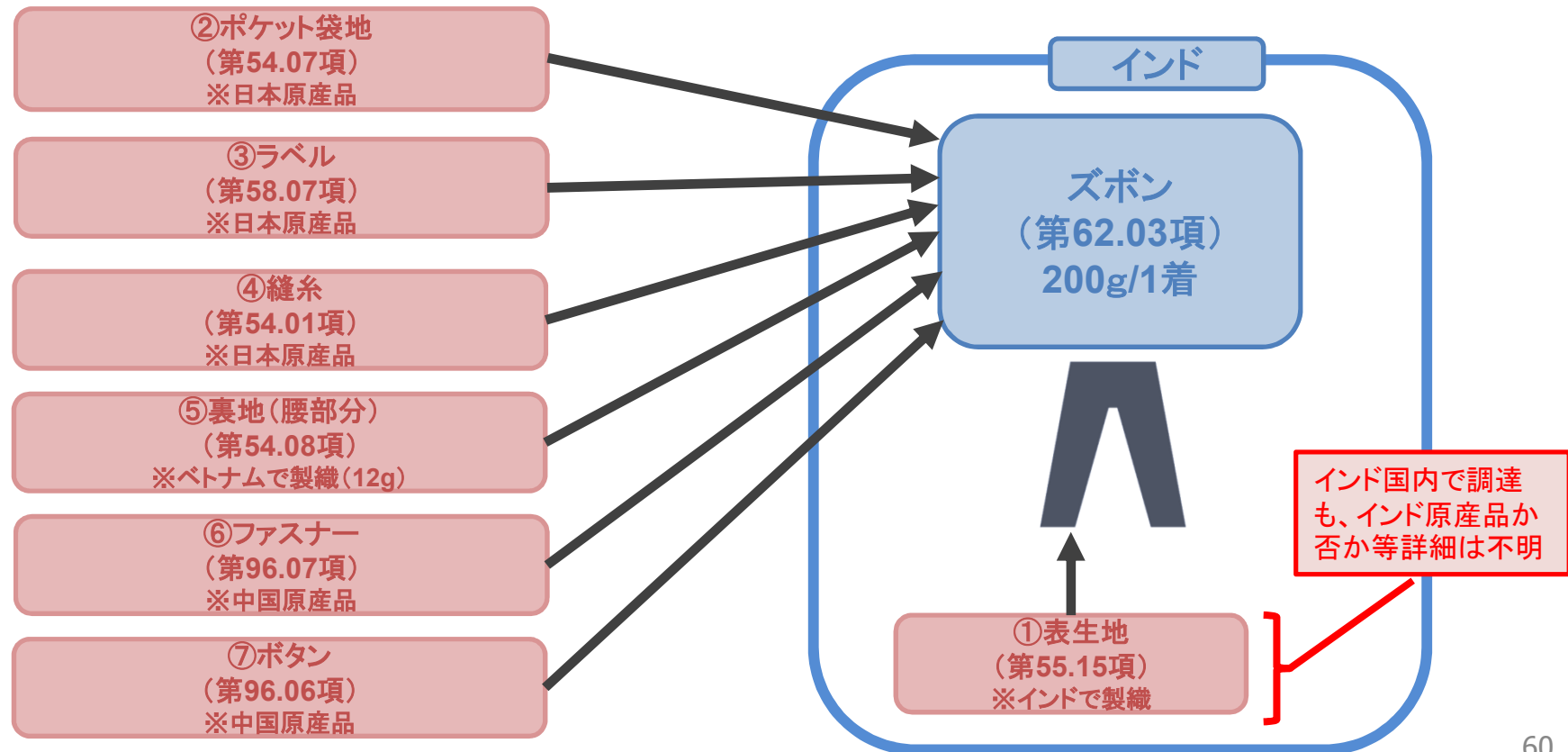
### ③ ズボン(第62.03項)

日インド協定 品目別規則 第62.01項—第62.17項  
 織物又は編物からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

附属書2の付表(抜粋)

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61.01-61.17	必要	必要
62.01-62.17		
63.01-63.10		

日インド協定第32条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第62類の産品については、**総重量の7%以下**。



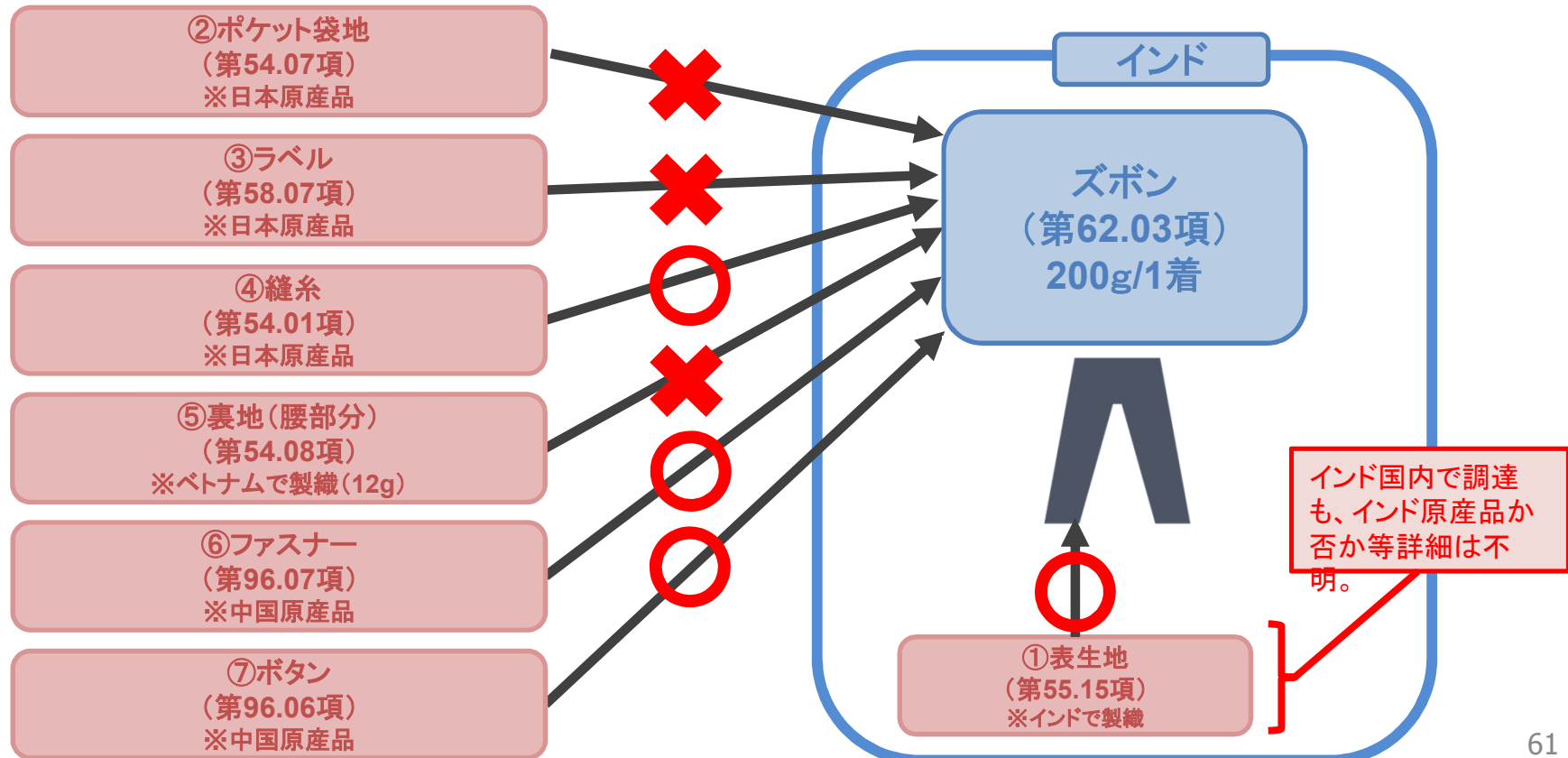
### ③ ズボン(第62.03項)

日インド協定 品目別規則 第62.01項－第62.17項  
 織物又は編物からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

附属書2の付表(抜粋)

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61.01-61.17	必要	必要
62.01-62.17		
63.01-63.10		

日インド協定第32条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第62類の産品については、**総重量の7%以下**。



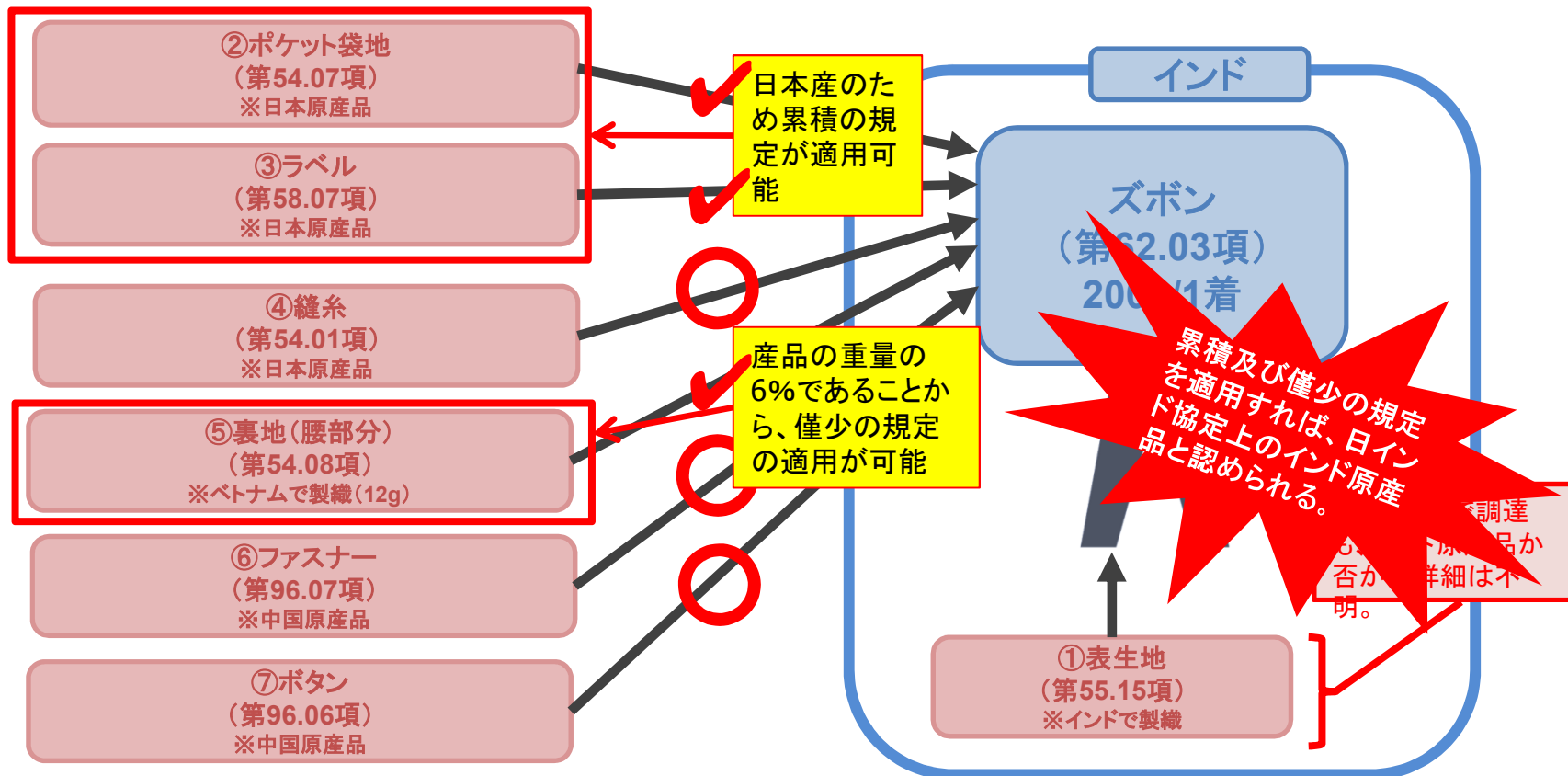
### ③ ズボン(第62.03項)

日インド協定 品目別規則 第62.01項－第62.17項  
 織物又は編物からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

附属書2の付表(抜粋)

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61.01-61.17		
62.01-62.17	必要	必要
63.01-63.10		

日インド協定第32条  
 (僅少の非原産材料)  
 の規定における閾値  
 は、第62類の産品に  
 ついては、**総重量の  
 7%以下**。



形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識①

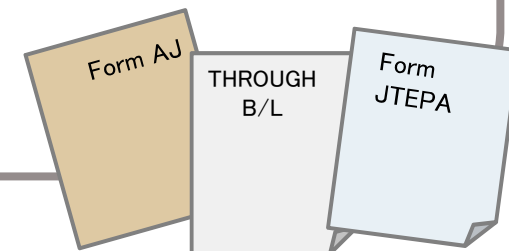
## 手続的規定 (税関における手続き)

# 税関における手続き

## 特惠適用のための手続要件

- ① 特惠税率(原産国)の申告をすること
- ② 輸入申告の添付書類として、原産地に関する証拠書類を提出すること
- ③ 積送基準を満たしていることを証明する書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)





# ◆原産地に関する証拠書類の種類

## ① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書  
(全協定で採用)

## ② 自己申告制度に基づく\*原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等  
(オーストラリア協定で①と併用)

\*原産品申告書等:原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類

## ③ 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能  
(スイス協定、ペルー協定、改正メキシコ協定で①と併用)

# 原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

税関様式C第5292号

原産品申告書  
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

<原産品申告書の記載例>

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所  
オーストラリアワイン(株) ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L(船荷証券): No. AB00001	第2204.21号	PSR

5. その他の特記事項  
 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5  
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名  
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海2-7-11  
 代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名  
 代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務ロジ  
スティクス

本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

## (1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・産品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

## (2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条  
関税法基本通達68-5-11の3

# 原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

## 原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR ( <input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明  <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料)  <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。  非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。  上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

(規格 A 4)

### (1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における製品の番号
- ・製品の関税分類番号 (HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名 (電子的な署名も可)

### (2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)  
関税法基本通達68-5-11の4

# 原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

## 【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

## 【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

## 【実質的変更基準を満たす産品の場合】

### イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

### ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

### ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

## 明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

### 総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービヨン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

# 原産地申告

以下の3つの協定では、原産品であることを証明する書類として、原産地証明書のほか認定輸出者が作成した原産地申告を用いることができる。

## スイス協定

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.“」

## メキシコ協定

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

## ペルー協定

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付\*\*)”」

(\*\*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

申告文は関係する産品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に作成する。

# 積送基準を満たしていることを証明する書類

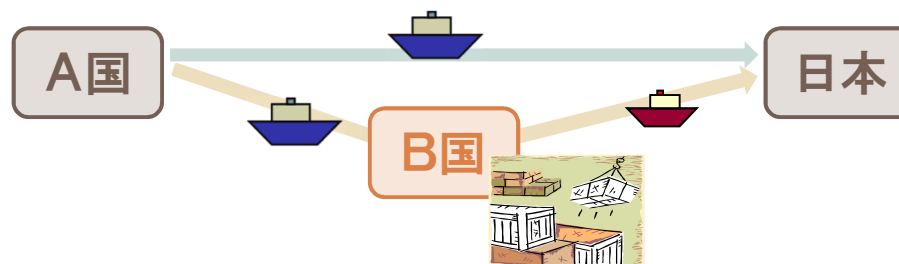
## ☆ 運送要件証明書 :

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 積替国の官公署が発給した証明書
- ③ 税関長が適当と認めるもの

☆ 直接運送 ⇒ 運送要件証明書の提出は不要

☆ 第三国経由 ⇒ 運送要件証明書の提出が必要

貨物について、運送上の理由による積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品のための経由



# ◆ 証拠書類の提出時期

## ◇ 原産地証明書等(※) : 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

・ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、  
原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合

- 許可前引取(BP)を行なう場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

・特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書  
の提出の省略が可能

- 保存義務あり

- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除: 関税法基本通達67-3-4, 68-5-1、保存義務: 関税法施行令第4条の12)

## ◇ 運送要件証明書 : 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)



## ◆ 証拠書類の提出免除

### ◇ 原産地証明書等

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

- ・輸入国が提出を免除する貨物

\* 一般特恵における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特恵に関しては具体的な製品の指定はない。よって、「明らか物品」に該当する物品であっても、EPA特恵税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

### ◇ 運送要件証明書

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

## ◆ 原産地証明書等の有効期限: 発給から1年間

(関税法施行令第61条第3項)

## ◆ 対象となる輸入: 1回限り

(関税法基本通達68-5-11(2)二)



形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識②

## 手続的規定

(原産地証明書の記載事項と記載に不備のある場合の取り扱い)

# それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p><b>輸出者の名称、住所、国名</b></p>	<p>Certification No.</p>	<p>Number of page /</p>	
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country:</p> <p><b>輸入者の名称、住所、国名</b></p> <p>「選及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Form VU Issued in Vietnam</p>		
<p>3. Transport details (means and route) (if known):</p> <p><b>輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</b></p>	<p>積出港、積荷港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):</p> <p>HS2007 座、6桁</p> <p>それぞれの製品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名</p> <p>品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカチー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など)</p> <p>HS第50類から第63類までの各級の製品については、以下の事項を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料</li> <li>・ 当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業</li> <li>・ 当該他方の締約国又は当該第三国の国名</li> </ul> <p>(当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。)</p> <p>「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</p>	<p>5. Preference criteria</p> <p><b>特惠基準</b></p> <p>下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。</p> <p>① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なもの ③ "PE"</p>	<p>6. Weight or other quantity</p> <p><b>重量又はその他の数量</b></p> <p>記入は必須。重量は、グロス/ネットのいずれでも可。</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p><b>インボイスの番号及び日付</b></p> <p>原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合：第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合：第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は初めに取引関係が判明するような資料を提出。</p>
<p>8. Remarks: 原産地証明書が選及発給される場合には、発給当期により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可)</p> <p>① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給：第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給：第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。</p>			
<p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ the above details and statement are true and accurate.</li> <li>・ the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;</li> <li>・ the country of origin of the good(s) described above is</li> </ul> <p>Place and Date: <b>原産国の国名を記入。</b></p> <p>Signature: <b>輸出者(又は代理人)による記入。</b> ・ 証明書申請の日付 ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Name (printed): <b>ゴム印は不可</b></p> <p>Company:</p>	<p>10. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office:</p> <p><b>輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。</b></p> <p>Stamp: <b>日付(原則として船積日を含まその日から3日以内)⇒それより後の発給を選及発給として扱う。</b> ・ 押印(手押し又は印影の形状の印字) ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Place and Date: <b>ゴム印は不可</b></p> <p>Name (printed): <b>ゴム印は不可</b></p> <p>Signature: <b>ゴム印は不可</b></p>		

- 現在、我が国が締結しているEPA(14本)上の原産地証明書における必要的記載事項

- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則

- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

# 原産地証明書の記載事項と留意点

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)から(3)の項目から構成されている。

(1) 真正性に係る項目

(2) 同一性に係る項目

(3) 原産性に係る項目

タイ発給の日タイ経済連携協定原産地証明書

日タイEPAの場合

ORIGINAL

<p>1. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND</p>		<p>Reference No.</p> <p>0000-00</p> <p>AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)</p> <p>FORM JTEPA</p> <p>Issued in..... THAILAND (country)</p>			
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN</p>		<p>4. For official use</p> <p>"ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU</p>					
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP	"PS"	20,000 kg	ZP001 January 19,2011
		HS CODE:2103.20 "DMI"			
<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (reporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country)</p> <p>CHIANGMAI January 19,2011</p> <p>輸出者署名</p>			<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>登録印影</p> <p>CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011</p>		

No. 000000

- ① 真正性に係る項目
- ② 同一性に係る項目
- ③ 原産性に係る項目

## ①真正性に係る項目

- ✓様式
- ✓印影・署名
- ✓有効期間・遡及発給の記載
- ✓修正・再発給の記載 等

## ②貨物の同一性に係る項目

- ✓品名、数量等
- ✓インボイス番号、輸出入者名
- ✓特別な品名・説明の記載 等

## ③原産性に係る項目

- ✓HS番号
- ✓特惠基準 等

①真正性に係る項目の確認  
 (真正に発給されたものか)



ORIGINAL

日タイEPAの場合  
 (COの必要的記載事項)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA issued in..... THAILAND (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
3. Means of transport (route as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD January 12, 2011		8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"	
1. NO MARK	50Bags	9. Gross weight or other quantity 50,000 kg	10. Number and date of invoice ZP002 ZP001 January 19,2011
ACETYLATED STARCH			
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19,2011 Place and date, signature of authorized signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録印影 登録署名 CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority	

様式は規定のものか

軽微な誤りは、税関の判断で受け入れ可能

遡及発給の場合、(タイ協定の場合船積日翌日以降の発給)  
 「ISSUED RETROACTIVELY」と船積日の記載が必要

修正・追記箇所毎には、証印・署名が必要

有効期限内のものか、印影署名は登録されたものか

輸出者署名

登録印影

登録署名

No. 000000



ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)  FORM JTEPA issued in..... THAILAND (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages NO MARK	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"
		9. Gross weight or other quantity 50,000 kg	10. Number and date of invoice ZP002 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN CHIANGMAI January 19,2011 Place and date, signature of authorised signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority	

印影の脱落という不備がある場合、このCOは有効か？

無効。印影が不鮮明な場合には、必要に応じて原産地調査官等に相談して下さい。

不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、当該協定は、協定等の不備のない原産地証明書を発せられるよう輸出者に連絡してください。  
○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入者が原産地でないこと又はEPAの特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合は、当該協定であってもEPAの特恵税率の適用が認められません。


分類	取扱い	不備の内容	取扱い	留意点	
全体的事項	印刷内容	印刷内容の不備	無効	印刷内容、目的等から不備の有無を確認する。	
原産地証明書の真正性	様式	協定に規定された様式でない原産地証明書(国・EU協定等)にもかかわらず一紙特恵 (GSP) 原産地証明書として提出された原産地証明書 記載事項が協定を有さない事によって、追加・削除又は書き換えられた原産地証明書 原本でない原産地証明書の提出 有効期限が経過した原産地証明書	無効	本表右側の規定様式でない場合は、原産地調査官に相談してください。 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出	
	発給機関の証明	印刷が不明確 発給年月日、発給番号の不備	無効	必ずしも原産地調査官に相談してください。	
	輸出者の申請	輸出者の不備 登録日の不備 発給番号の不備	無効	輸出者が申請していることが明らかになる場合は、原産地調査官に相談してください。	
	その他	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出	無効	原産地証明書の真正性が明らかになる場合は、原産地調査官に相談してください。	
	原産地証明書の同一性	輸出番号・登録日	輸出番号・登録日、輸出日、輸出数量の不備	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出
		輸出番号・登録日	輸出番号・登録日、輸出日、輸出数量の不備	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出
		インボイス番号	インボイス番号が協定のインボイスとの相違又は記載(メーカーインボイス番号の記載を含む) インボイス番号が協定のインボイスとの相違又は記載 輸出番号・登録日と異なる記載及び輸出インボイス発行番号の記載	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出
		数量	数量の不備、又は発給数量との相違	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出
		品名	品名 インボイスとの相違又は記載(注)	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出
	原産地証明書の適合性	協定	輸入申告における適用協定との相違	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出
特恵税率		特恵税率(AO、削減及び特恵に該当する記載を含む)の不備 特恵税率の記載	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出	
特恵税率		特恵税率(AO、削減及び特恵に該当する記載を含む)の不備 特恵税率の記載	無効	協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出 協定に規定された原産地証明書の提出	
真正性	認定輸出者以外の者により作成された申告書 認定輸出者の署名 認定輸出者の署名	無効	輸入者側のインボイス(コピー)に原産地申告書が記載され、原本の印影が不鮮明な場合は、(原産地調査官に相談してください。)		



輸出者署名

登録署名



② 同一性に係る項目の確認  
 (申告貨物と記載貨物は同一か)

 ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A, MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		issued in THAILAND (country)			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes on Rules of Origin)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	"PS"	50,000 kg	ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19,2011 <small>Place and date, signature of authorized signatory</small>			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. <div style="text-align: center;">    </div> CHIANGMAI January 19, 2011 <small>Place and date, signature and stamp of certifying authority</small>		

No. 000000

日タイEPAの場合  
(COの必要的記載事項)

取引関係が輸入申告と合致しているか。

記載された品名、数量が輸入申告貨物と合致するか確認。


輸出者署名

登録署名





**③ 原産性に係る項目の確認**  
 (どのような原産品であると証明されているか)

 ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. <b>0000-00</b> AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA issued in..... <b>THAILAND</b> (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For official use <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;">           "ISSUED RETROACTIVELY,            date of shipment is 12/1/2011"         </div>	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARIU		8. Origin criterion (see Notes Overleaf) <div style="border: 2px solid purple; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">           "PS"         </div>	
9. Gross weight or other quantity 50,000 kg		10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011	
12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.			
1. NO MARK RELATED STARCH <div style="border: 2px solid purple; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           HS CODE:3505.10         </div> <div style="border: 2px solid purple; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;">           "DMI"            "ACU"         </div>		<div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; color: green; text-align: center;">           登録            印影         </div> <div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; color: green; text-align: center;">           登録署名         </div>	
JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19,2011 <small>Place and date, signature of authorized signatory</small>		CHIANGMAI January 19, 2011 <small>Place and date, signature and</small>	
No. 000000			

日タイEPAの場合  
 (COの必要的記載事項)

HS2002版、6桁番号を記載する。

**Origin criterion**  
**WO:**完全生産品  
**PE:**原産材料のみから生産される産品  
**PS:**実質的変更基準を満たす産品

**第7欄**  
 ・僅少の非原産材料の規定を適用した場合は**"DMI"**  
 ・累積の規定を適用した場合は**"ACU"**を記載する。

輸出者  
 署名



## 原産地証明書に記載される原産地基準の記号

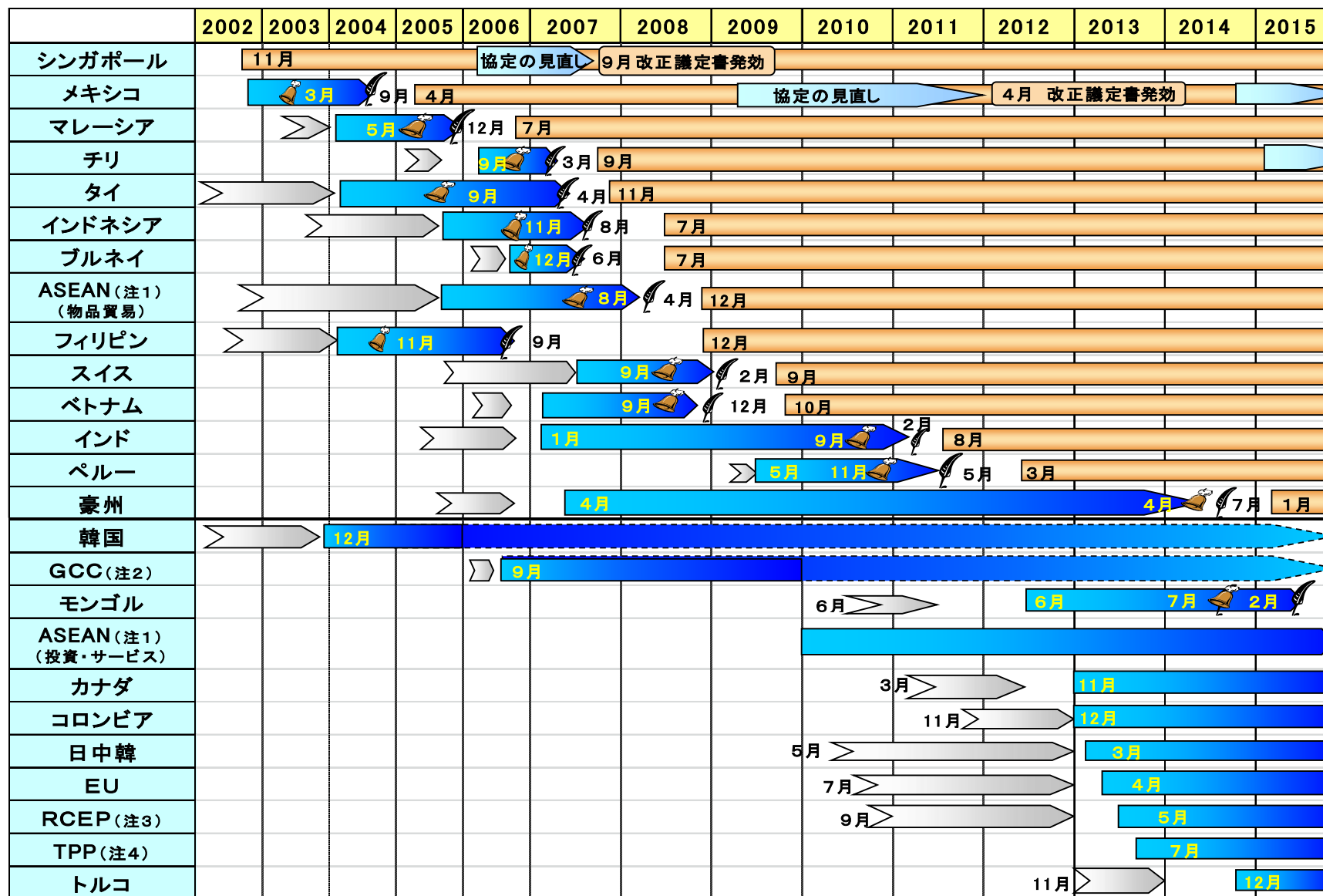
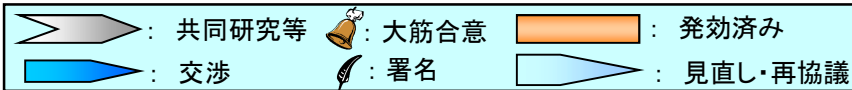
協定名			マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン 包括	ベトナム	インド	ペルー	オーストラ リア	(参考) 一般特 恵 (GSP)
完全生産品			A			WO			A	(a)	WO	P
原産材料のみから生産される産品			B			PE			B	(b)	PE	W+ HS4桁
実質的 変更基 準を満 たす産 品	一般 ルール を満 たす産 品	HSコード4 桁変更	—				CTH		B	—	—	W+ HS4桁
		付加価値基 準					RVC	LVC				—
	品目別 規則を 満たす 産品	関税分類変 更基準	C	PS	CTC		(c)	PSR		W+ HS4桁		
		付加価値基 準			RVC	LVC						
		加工工程基 準			SP							
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:織 維製品にかかる「適性証明書」が必要)			—	D TPL	D	—					
適用す る場合 記載	累積		ACU						—	—	—	
	僅少の非原産材料		DMI						—	—		
	代替性のある産品及 び材料		FGM			—	IIM	FGM	—			

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。

原産地手続を巡る諸外国の動向とわが国

原産地証明手続と検証手続

# 各国とのEPAの進捗状況 (2015年2月時点)



(注1) ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済みであるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注2) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国) ; 2009年以降、交渉延期

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4) TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

# 諸外国のFTA証明手続の類型

← 輸出国政府が証明に関与 →

## 第三者証明

輸出者の申告に基づき、輸出国政府(発給機関)が発給する原産地証明により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

日本

## 認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定した認定輸出者が作成した原産地申告により、輸入者が証明

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

※日本が、スイス協定、ペルー協定、メキシコ協定で導入

← 完全自己申告 →

## 事業者による自己申告

輸出者/製造者/輸入者が作成した原産地申告文書により、輸入者が証明

契約毎の原産地申告文書(コピー、電子媒体可)

※日本が、オーストラリア協定で導入



# EUにおける原産地手続の改善

## 第三者証明制度 (EUは一般特惠 (GSP) やFTAにおいて第三者証明を選好していた)

### 2003年: 将来の原産地手続についてのEC政策提案書 (Green Paper) を提示

第三者証明制度につき、以下の問題があるとし、原産地手続の見直しを提起

- 貿易量の増大により、発給当局が発給時に全ての申請の原産性の審査を行うことが不可能
- 輸入者が発給当局の原産地証明を信用したことにつき善意の場合、原産品でないと判明しても輸入者に関税を請求できないケースが生じている
- 印影の登録や、検証の実施という、輸出国政府の義務が、適切になされていない
- 結果として受益を受ける輸出国の怠慢により、輸入国が経済的損失を受けている

2010年9月 加盟国合意、2010年11月法律改正

## 登録輸出者の自己証明制度 (2017年より GSPに導入。FTAも徐々に導入)

- 第三者証明制度を廃止し、輸出者に証明の責任を移行。
- 原産地証明書を原産地申告とし、輸入国税関が、ランダム若しくは原産性について疑義がある場合には、検証手続において確認
- 輸出国政府は、輸出者の登録を通じて、輸出者の法令遵守と、(輸入国税関からの要請に応じ) 検証手続における原産性の審査を責任を持って実施



# 米国における原産地手続の改善

## 輸出者自己証明制度 (NAFTA 1994年1月発効)

### 輸出者自己証明に係る問題点

(U.S. presentation at Oct. 2010 Self-Certification Pathfinder Workshop at Viet Nam, July 2011)

- 輸入者は、原産性を立証する証拠書類を有していても、輸出者から原産地証明(CO)を取得することが必要。
- 輸出者のミスでCOが正しく作成されない場合、原産品であっても、特惠税率が否認される。
- 輸入者は検証手続に参加できないにも関わらず、特惠税率の適用が否認された場合には、その差額の関税額を支払うことが必要。
- 輸出者への直接検証は、国を超えて行う調査であり、輸入国税関の負担が大きい

税関近代化法 (1993年発効) Informed ComplianceとShared Responsibilityの導入  
(輸入者が輸入関連の法律に従う義務があることを明確化)

⇒この法律により、米国税関は、関税分類、関税評価と同様、輸入者が、原産地の証明内容に合理的な注意義務 (reasonable care) を有しているとした。

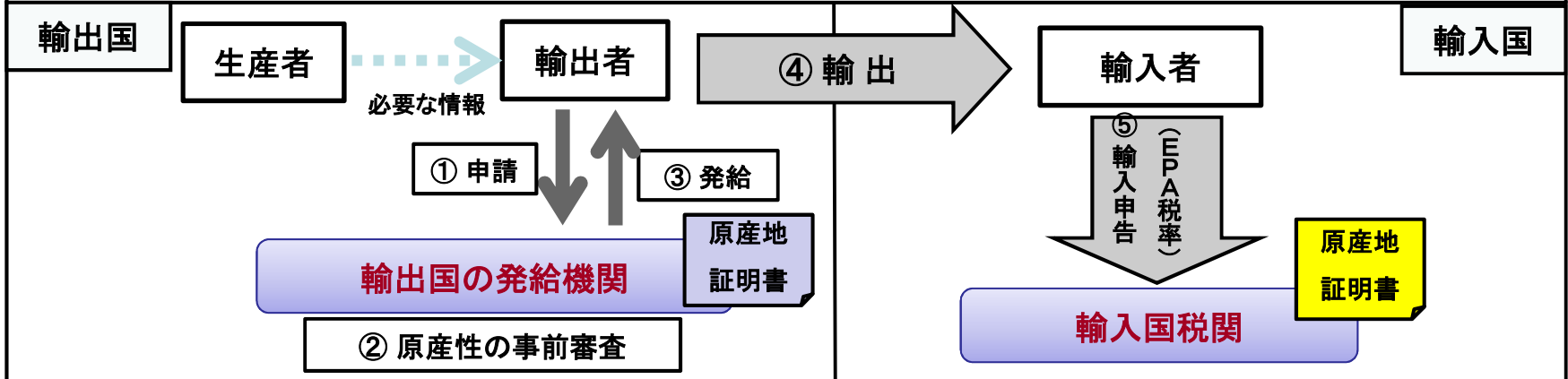
## 輸入者ベースの自己証明制度 (NAFTA以降のFTA (韓米FTA等))

- 輸出者、製造者又は輸入者が作成するCO、若しくは、輸入者が自己の知識に基づき輸入者が特惠税率の適用を要求。
- 輸入国税関の検証は、輸入者が対象となり、輸出者、製造者への検証は極力行わない。輸入者が情報を有しない場合には、輸入者のアレンジにより、輸出者や製造者が輸入国税関へ直接情報を提供。

# 日本の原産地証明手続

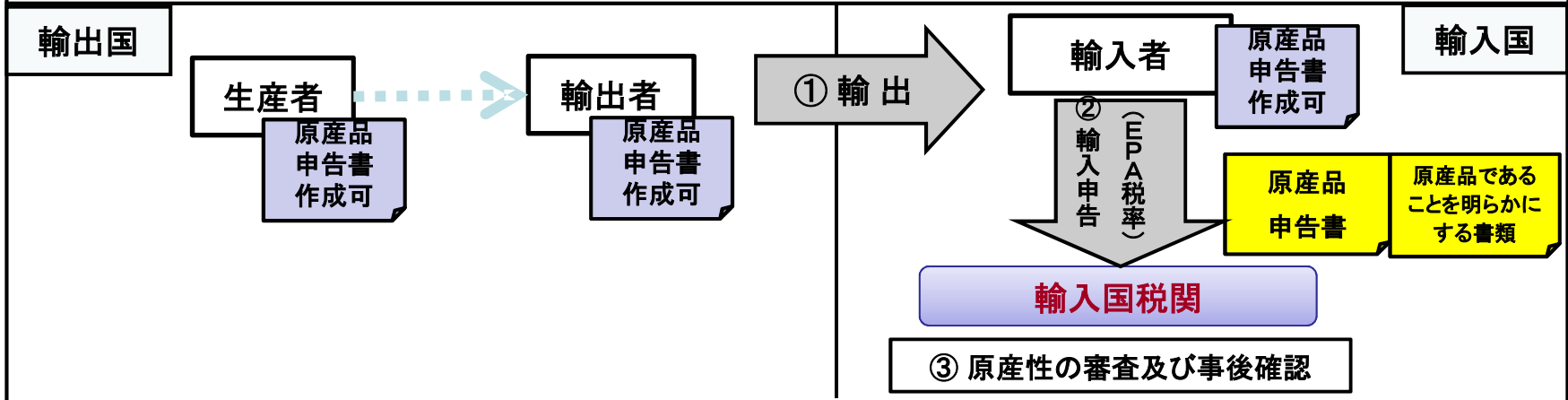
- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。

第三者証明制度



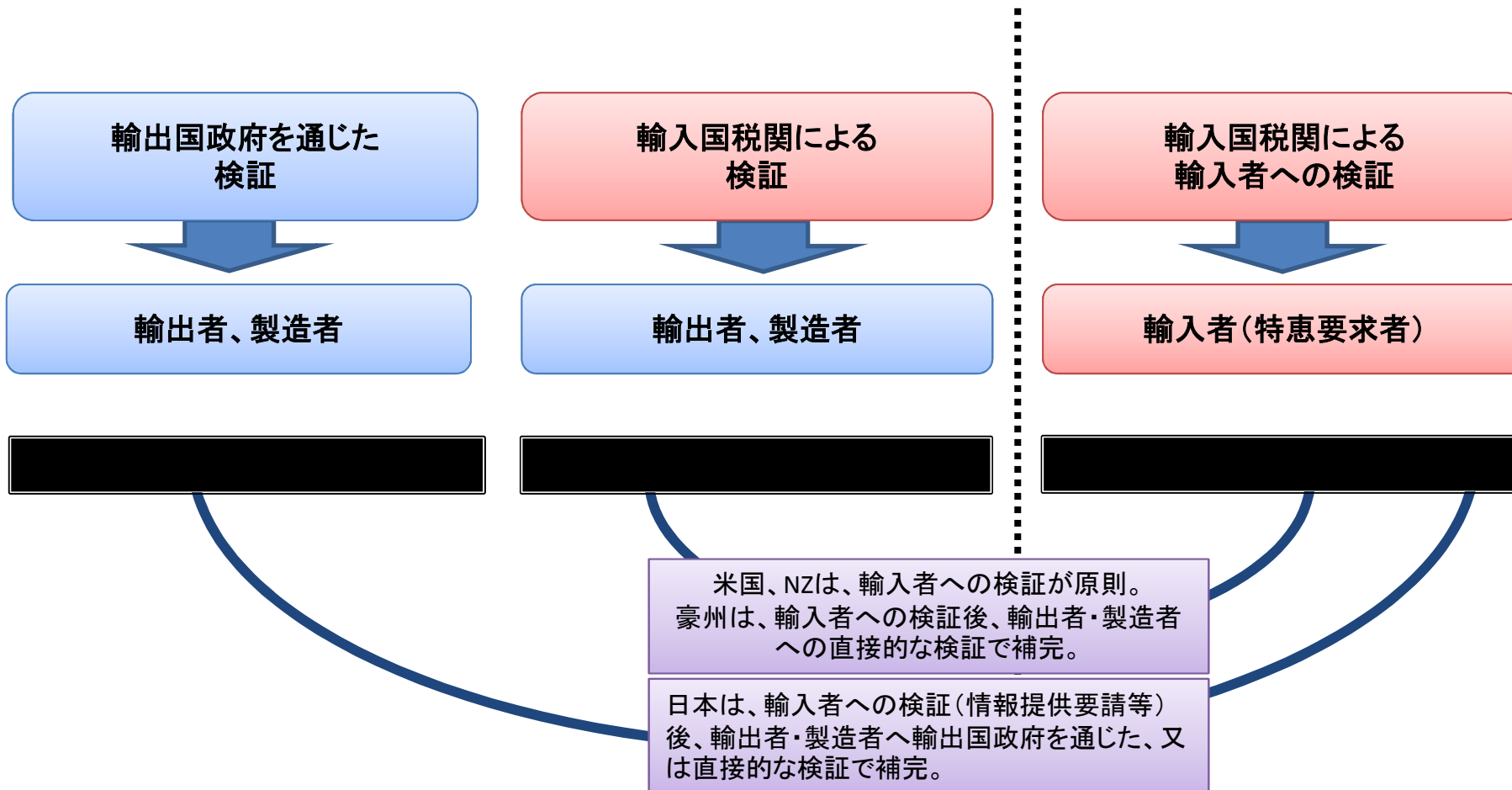
- ◆ 日豪EPAにおいて初めて採用。
- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類を日本税関に提出。
- ◆ 従来の第三者証明制度も利用可能。

自己申告制度



※上記のほか、認定輸出者による自己申告制度がある(スイス、ペルー及びメキシコ協定で導入)

# 各国のFTA検証手続の類型

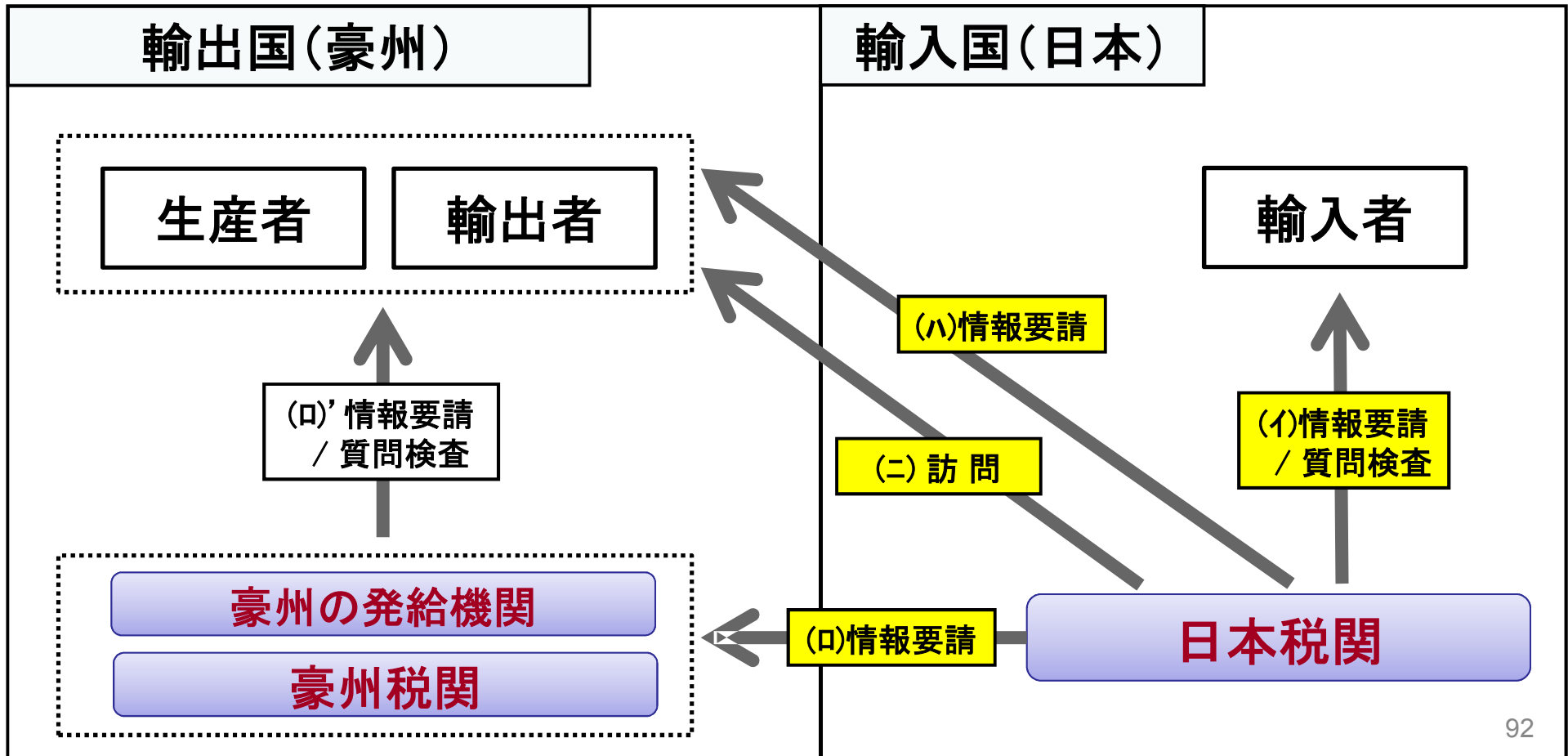


## 【検証時に提出が必要となる証拠資料の例】

- |                 |                            |               |
|-----------------|----------------------------|---------------|
| ○総部品表(材料一覧表)    | ○製造工程フロー図                  | ○原材料の原産品との宣誓書 |
| ○生産指図書          | ○原材料の仕入書、帳簿、支払記録など         |               |
| ○契約書(対供給者、対輸出者) | ○各「材料・部品」の投入記録(在庫「蔵入蔵出」記録) | 等             |

# 日本の検証（事後確認） 手続

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
  - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
  - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
  - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)~(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。



終わりに

# 特惠税率を適用するにあたり 注意すべき事項



- ✓ 特惠税率の設定があるか。
- ✓ 適正な原産地に関する証拠書類が、輸入申告時に提出可能か。
- ✓ 貨物はEPA相手国又は特惠受益国から直送されているか。第三国を経由する場合は、運送要件証明書の提出が可能か。
- ✓ 非原産材料を使用して生産されている場合は、品目別規則を満たしているか。

等

# EPA利用の支援策

EPA／FTAの今後の拡大を見据え、税関における原産地規則や関税分類、関税評価などの知見を生かしつつ、輸出入者等に対する以下の支援を実施。

## EPA利用セミナー

- ・税関、経産省、財務局や商工会議所が協力し、全国でEPA利用セミナーを開催（原産地規則・関税分類など）

## EPA情報提供

- ・税関ホームページ
- ・原産地規則のパンフレットなど

## EPA輸出入の個別相談（原産地規則、原材料の関税分類）

- ・各9税関（原産地調査官部門）

（注）輸出についての相談への回答は、あくまでも出された情報に基づく日本税関としての原産性や関税分類について見解

# 原産地規則の理解を深めて頂くために・・・



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。

現在、我が国では14の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しており、TPP（環太平洋経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日EUEPA、日中韓FTAなどの広域FTAの交渉が進められています。東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容  
原産地規則の概要やケーススタディ等
- 講師  
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費用  
講演料、交通費等の負担は一切不要です。  
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。  
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場所  
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門  
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429  
E-mail [tyo-gyomu-origin@customs.go.jp](mailto:tyo-gyomu-origin@customs.go.jp)



# 税関ホームページ

## http://www.customs.go.jp/

このページの本文へ [サイトマップ](#) [English](#)

税関 Japan Customs

文字サイズ [+](#) 大きく [元に戻す](#) [-](#) 小さく

Securing Japan's Border  
税関は、この国を水際で守っています

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際の取締り

税関への重要なお知らせ

**『輸出入の手続き』をクリック**

トピックス

不正薬物の「運び屋」は重大な犯罪です！

出港前報告制度の導入について(最終更新 平成24年8月10日)

平成24年10月1日(月)から通い容器に関する免税手続を簡素化する品目

平成25年度において個別・品目別特恵適用除外措置の適用基準となる品目

免税コンテナの税関手続が、平成24年4月1日から変わりました

国際郵便を利用し、たばこの個人輸入する方へ

税関のメールアドレスをかたった不審メールにご注意ください

お問い合わせ先(メールアドレス)を変更しました

**『事前教示』はここをクリック**

輸出入手続

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ

輸出通関における保税搬入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。

[輸出通関における保税搬入原則の見直しについて](#) (124kb;PDF)

【参考資料】[関税法基本通達等の一部改正\(平成23年8月10日財関第901号\)](#)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

**『経済連携協定(FTA/EPA)』はここをクリック**

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ **▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)**
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)

**『原産地規則について』をクリックすると**

- 不備ある原産地証明書の取扱い
- 原産地規則に関する講師派遣のご案内

注意：下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

関税政策・税関行政

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [採用案内](#)

審議会・研究会

- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APEC\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

# ご不明の点があれば . . .

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ  
([http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm))からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

## 税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8665	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4256	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-bunrui@customs.go.jp	098-862-8692	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、  
原産地認定 についての

# 「文書による事前教示」 をご利用ください！

## 「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受け  
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

### ◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・ トップページピックアップ中「■ 税関手続きの案内 □ 税関様式及び記載要領」  
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。

○ 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)

### ◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

# ご清聴ありがとうございました。

## 本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。  
法令・制度等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

